

第3章 今年度の現状と取組(目標に対する結果)

1 数字からみる福生市の環境

様々な環境測定結果や環境指標に見られる数字の5箇年分のデータです。福生市の環境について、変化や現状を数字からみることができます。以下7項目について掲載します。なお、それぞれの項目ごとに用語説明を、また巻末には資料として詳細データ(数値データ)を載せてています。

1 大気汚染

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1) 浮遊粒子状物質量及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属量 | … 15 |
| 2) 燃料に含まれるイオウ分 | … 17 |
| 3) 二酸化窒素 | … 18 |
| 4) 光化学オキシダント | … 19 |

2 水環境

- | | |
|------------------|------|
| 1) 河川および下水道(雨水管) | … 20 |
| 2) 地下水 | … 22 |
| 3) 工場排水 | … 24 |

3 騒音・振動

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1) 福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度) | … 26 |
| 2) 自動車騒音面的評価 | … 29 |
| 3) 航空機騒音 | … 32 |
| 4) 福生市における主要な道路騒音 | … 33 |

4 苦情受付件数

- | | |
|-----------|------|
| 1) 苦情受付件数 | … 35 |
|-----------|------|

5 緑化

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金 | … 36 |
|-------------------------------|------|

6 ごみ

- | | |
|----------|------|
| 1) ごみ排出量 | … 37 |
| 2) 資源化量 | … 38 |
| 3) 粗大ごみ | … 39 |

7 温室効果ガス

- | | |
|---------------|------|
| 1) 温室効果ガス総排出量 | … 40 |
|---------------|------|

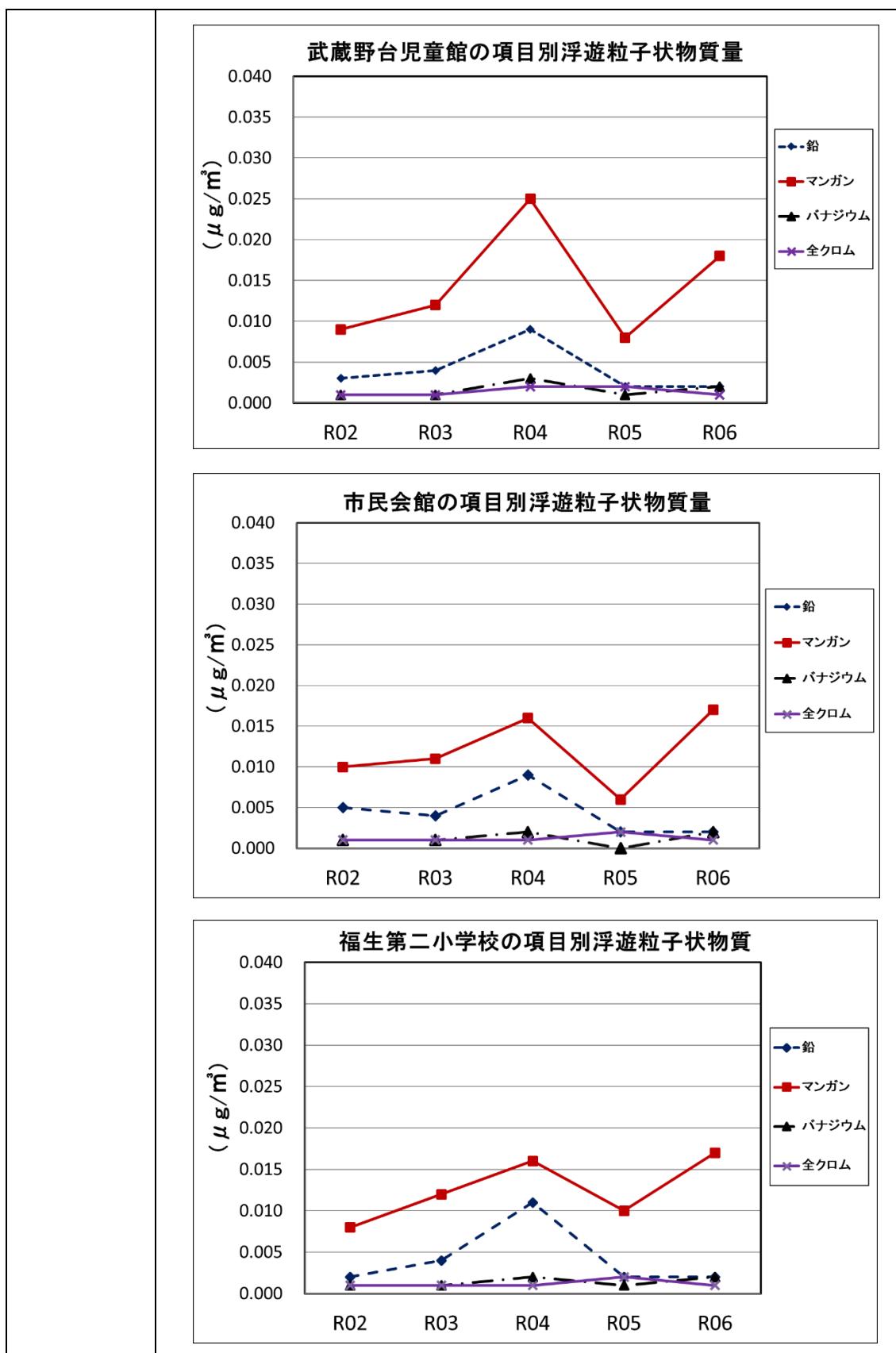
1 大気汚染

大気汚染は、工場、事業所、自動車から汚染物質が排出されることによって起こります。国の環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントを汚染物質とし、それぞれに基準値を定めています。

福生市では、市内の汚染状況を確認するため、浮遊粒子状物質、燃料に含まれるイオウ分、二酸化窒素を年1回監視測定しています(詳細は資料編P81～P82参照)。

また、東京都が設置している一般環境大気測定期(市役所屋上)では、環境基準に示されている物質について常時監視測定しています。令和6年度、光化学オキシダントの項目については、福生市を含む都内の全ての観測地点で環境基準値を達成していません。

項目名	1) 浮遊粒子状物質量及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属量																																																														
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																																												
結果	<table border="1"> <caption>浮遊粒状物質量 (μg/m³)</caption> <thead> <tr> <th>測定期</th> <th>市役所</th> <th>武藏野台児童館</th> <th>市民会館</th> <th>福生第二小学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>~15</td> <td>~15</td> <td>~15</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>~25</td> <td>~25</td> <td>~20</td> <td>~25</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>~25</td> <td>~40</td> <td>~25</td> <td>~35</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>~25</td> <td>~30</td> <td>~25</td> <td>~25</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>~45</td> <td>~45</td> <td>~35</td> <td>~40</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>市役所の項目別浮遊粒子状物質量 (μg/m³)</caption> <thead> <tr> <th>測定期</th> <th>鉛</th> <th>マンガン</th> <th>バナジウム</th> <th>全クロム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>~0.002</td> <td>~0.009</td> <td>~0.002</td> <td>~0.001</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>~0.004</td> <td>~0.011</td> <td>~0.002</td> <td>~0.002</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>~0.012</td> <td>~0.020</td> <td>~0.002</td> <td>~0.002</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>~0.002</td> <td>~0.007</td> <td>~0.001</td> <td>~0.002</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>~0.001</td> <td>~0.011</td> <td>~0.001</td> <td>~0.001</td> </tr> </tbody> </table>			測定期	市役所	武藏野台児童館	市民会館	福生第二小学校	R02	~15	~15	~15	~10	R03	~25	~25	~20	~25	R04	~25	~40	~25	~35	R05	~25	~30	~25	~25	R06	~45	~45	~35	~40	測定期	鉛	マンガン	バナジウム	全クロム	R02	~0.002	~0.009	~0.002	~0.001	R03	~0.004	~0.011	~0.002	~0.002	R04	~0.012	~0.020	~0.002	~0.002	R05	~0.002	~0.007	~0.001	~0.002	R06	~0.001	~0.011	~0.001	~0.001
測定期	市役所	武藏野台児童館	市民会館	福生第二小学校																																																											
R02	~15	~15	~15	~10																																																											
R03	~25	~25	~20	~25																																																											
R04	~25	~40	~25	~35																																																											
R05	~25	~30	~25	~25																																																											
R06	~45	~45	~35	~40																																																											
測定期	鉛	マンガン	バナジウム	全クロム																																																											
R02	~0.002	~0.009	~0.002	~0.001																																																											
R03	~0.004	~0.011	~0.002	~0.002																																																											
R04	~0.012	~0.020	~0.002	~0.002																																																											
R05	~0.002	~0.007	~0.001	~0.002																																																											
R06	~0.001	~0.011	~0.001	~0.001																																																											



※福生第二小学校の令和4年度は、屋上等工事により測定が実施できなかったため白梅会館で実施

用語説明	
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状物質であり、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを言う。環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下。大気中に長時間漂い、呼吸により肺や気管に沈着して場合によって慢性気管支炎を引き起こす。工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなどに含まれる人為発生の粒子状物質と火山活動や風による土壌の巻き上げなどの自然発生によるものがある。 (※福生市では $10\mu\text{m}$ 以下に限らず測定の対象としている。)
鉛(大気中) (Pb)	蒼白色をした金属で、大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、排出事業者ごとに基準値が決められている。食物や肺及び飲料水から体内に取り込まれる。体内に吸収されると血中に入り、神経系障害、頭痛、嘔吐等を引き起こす。
マンガン(大気中) (Mn)	純粋なものは銀白色をしており、鉄より硬いが非常に脆く、合金や乾電池、薬品などに用いられる。生物の必須微量元素で自然界にも存在する。大気汚染防止法によって、有害汚染物質に指定されている。人間は飲食物から1日 2mg から 8mg 摂取している。生体必須元素の一つであるが多量に摂取すると精神障害や肺炎、気管支炎といった呼吸器障害がおきる。マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙などが原因で発生する。
バナジウム (V)	白色ないし灰白色の金属。地殻や土壤中に存在し、石油や石炭にも含まれる。金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令で規制されている。ばねや鉄鋼への添加材として使用されることが多い。人体への影響としては、接触性皮膚炎、結膜炎、皮膚腫瘍、気管支炎、急性肺炎等がある。
全クロム (Cr)	銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約 $100\text{mg}/\text{L}$ 。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。

項目名	2)燃料に含まれるイオウ分																								
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																						
結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">燃料の種類 (重油)</th> <th rowspan="2">1日の最大 使用量(L)</th> <th colspan="2">イオウ含有量(Wt%)</th> <th rowspan="2">環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×</th> </tr> <tr> <th>令和6年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>特A</td> <td>1,000</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特A</td> <td>1,200</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査事業所数:2事業所(燃料使用量 $300\text{L}/\text{日}$以上)</p> <p>※ND:定量下限値未満</p>					No.	燃料の種類 (重油)	1日の最大 使用量(L)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×	令和6年度	前年度	1	特A	1,000	ND	ND	○	2	特A	1,200	ND	ND	○
No.	燃料の種類 (重油)	1日の最大 使用量(L)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×																				
			令和6年度	前年度																					
1	特A	1,000	ND	ND	○																				
2	特A	1,200	ND	ND	○																				
用語説明 二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料が燃えるときに発生する。水に溶けやすく、水に溶けると亜硝酸となり、雨滴に溶けたものが酸性雨である。人体への影響としては、濃度によっては、目や鼻、気管支の炎症を引き起こす。																								

項目名	3) 二酸化窒素		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)
結果			
用語説明 二酸化窒素 (NO ₂)	<p>二酸化窒素と合わせて窒素酸化物(NO_x)と呼ばれる。光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつで、スモッグの茶褐色はこのNO₂によるもの。呼吸器に対し影響を与え、呼吸時に苦痛が伴う場合もある。環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である。ばい煙発生施設や自動車の排気ガスが原因で発生する。</p>		

項目名	4)光化学オキシダント																																																																	
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																																															
結果	<p>都の測定によると、令和6年度の光化学オキシダントの昼間年平均濃度は0.036ppmで、環境基準の0.06ppm以下となっていますが、濃度が環境基準を超えると、光化学スモッグの発生原因になります。多摩西部地域における都の光化学スモッグ注意報発令件数は、令和2年度以降、0件から2件で推移しています。市では、都の注意報を受けて、学校等へのFAX、ふっさ情報メールで情報提供しています。</p> <p>〈光化学スモッグ注意報発令件数〉（光化学オキシダント0.12ppm以上で発令）</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区東部</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区北部</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区西部</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>区南部</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>多摩北部</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>多摩中部</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>多摩西部</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>多摩南部</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>							令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	区東部	3	2	2	1	2	区北部	5	3	2	2	2	区西部	12	3	7	3	5	区南部	6	2	4	1	5	多摩北部	7	3	4	3	2	多摩中部	8	3	3	2	1	多摩西部	2	0	1	0	0	多摩南部	5	2	1	3	1	合計	48	18	24	15	18
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度																																																													
区東部	3	2	2	1	2																																																													
区北部	5	3	2	2	2																																																													
区西部	12	3	7	3	5																																																													
区南部	6	2	4	1	5																																																													
多摩北部	7	3	4	3	2																																																													
多摩中部	8	3	3	2	1																																																													
多摩西部	2	0	1	0	0																																																													
多摩南部	5	2	1	3	1																																																													
合計	48	18	24	15	18																																																													
用語説明																																																																		
光化学オキシダント	自動車や工場などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線の紫外線によって化学反応をおこし、生成される過酸化物の総称。																																																																	
光化学スモッグ	夏の日差しが強く無風状態のときに発生しやすく、目が刺激でチカチカしたり、のどが痛くなったり、時には視力障害や呼吸困難を引き起こす。光化学オキシダントが原因物質とされ、その濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、その状態が継続すると認められる場合に注意報が発令される。典型的なスモッグは、ラッシュアワーの都市交通が原因だが、最近では東アジアからの流入による越境大気汚染と都市大気汚染の両者が原因と考えられている。																																																																	

光化学スモッグ注意報はなぜ発令されるの？

光化学スモッグは、窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)を微量に含む大気が紫外線を受け、光化学反応(光のエネルギーによって起こる反応)を起こし、発生した煙(smoke)と霧(fog)の混合物です。夏は日差しが強くまた気温も高いため、光化学反応が起こりやすくなります。反応が起こると、オキシダントやアルデヒド、微小な粒子状の物質(浮遊粒子状物質)などが大気中にでき、その濃度が高い場合には人体に被害が発生することがあります(日本では、杉並区の学校校庭でクラブ活動中の高校生たちが呼吸困難で倒れた事例があります)。そのため、東京都知事は、大気中の汚染が人の健康に影響を及ぼす恐れがある場合に注意報を発令しています。光化学スモッグは、原因となる物質が大気の流れで反応しながら郊外へ流れていくため、都心部よりもその周辺部で多く発生する傾向があります。西多摩地域は山が多く、南風が吹き込む傾向があり、都内では光化学スモッグができやすい地域です。市民の皆さんも注意報が発令された場合には外出を控えるなどの対策をお願いします。

2 水環境

項目名	1)河川および下水道(雨水管)																																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																																				
結果	<p>河川水質の環境基準は、国の「生活環境の保全に関する環境基準」を使用します。市では、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)について、多摩川、下の川、都市下水路、本町幹線のうち 7箇所で年回定期的に調査しています。多摩川については、流域の2区17市が協議会をつくり、基準項目などの合同調査を年2回実施しています。</p> <p>市の調査項目の令和6年度の年間平均については、全ての項目、基準値に関して達成しています(資料編P83～P86参照)。</p> <table border="1"> <caption>pH Data (Estimated)</caption> <thead> <tr> <th>調査回数</th> <th>多摩川 (pH)</th> <th>下の川 (pH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>7.2</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>R03</td><td>8.2</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>R04</td><td>8.0</td><td>7.8</td></tr> <tr><td>R05</td><td>8.0</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>R06</td><td>7.9</td><td>7.8</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>pH Data (Estimated)</caption> <thead> <tr> <th>調査回数</th> <th>都市下水路 (pH)</th> <th>本町幹線 (pH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>7.1</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>R03</td><td>8.1</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>R04</td><td>7.9</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>R05</td><td>7.8</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>R06</td><td>7.9</td><td>7.6</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>BOD Data (Estimated)</caption> <thead> <tr> <th>調査回数</th> <th>多摩川 (mg/L)</th> <th>下の川 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>0.4</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>R03</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>R04</td><td>0.9</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>R05</td><td>1.0</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>R06</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr> </tbody> </table>	調査回数	多摩川 (pH)	下の川 (pH)	R02	7.2	7.0	R03	8.2	7.9	R04	8.0	7.8	R05	8.0	7.7	R06	7.9	7.8	調査回数	都市下水路 (pH)	本町幹線 (pH)	R02	7.1	6.8	R03	8.1	7.6	R04	7.9	7.5	R05	7.8	7.4	R06	7.9	7.6	調査回数	多摩川 (mg/L)	下の川 (mg/L)	R02	0.4	0.3	R03	1.0	1.0	R04	0.9	0.9	R05	1.0	1.2	R06	0.3	0.3
調査回数	多摩川 (pH)	下の川 (pH)																																																					
R02	7.2	7.0																																																					
R03	8.2	7.9																																																					
R04	8.0	7.8																																																					
R05	8.0	7.7																																																					
R06	7.9	7.8																																																					
調査回数	都市下水路 (pH)	本町幹線 (pH)																																																					
R02	7.1	6.8																																																					
R03	8.1	7.6																																																					
R04	7.9	7.5																																																					
R05	7.8	7.4																																																					
R06	7.9	7.6																																																					
調査回数	多摩川 (mg/L)	下の川 (mg/L)																																																					
R02	0.4	0.3																																																					
R03	1.0	1.0																																																					
R04	0.9	0.9																																																					
R05	1.0	1.2																																																					
R06	0.3	0.3																																																					

用語説明	<p>pH</p> <p>水素イオン濃度。水の酸性・中性・アルカリ性の度合いを示す指標となる。pH7が中性でそれよりも数字が大きくなると(pH10など)アルカリ性、小さくなると(pH3など)酸性になる。川や湖が極端に酸性化すると水は澄んできれいになるが、そこには一匹の魚もいない死の水となる。川や湖の水が強いアルカリ性を示す場合は、近くに強いアルカリの廃液を出す場所があると考えられる。</p> <p>BOD</p> <p>Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。好気性バクテリアにより分解される、水中にある有機物の量の目安。正確には、バクテリアに適当な環境下において、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つとなる。</p> <p>SS</p> <p>Suspended Solids の略。浮遊物質のこと。SSは水の外見上の“きれいさ”を決める最大の要因。水中に浮遊している直径 0.5~1 μm フィルターに残存する物質のこと、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。河川でのSSの環境基準値は類型別に定められており、25mg/L 以下~100mg/L 以下。ただし、河川のSSは粘土などであったり、雨による増水で巻き上げられた砂であったりするので、値が高いから汚いとは限らない。</p>

項目名	2)地下水												
目標値	環境基準	いつまで			長期(令和15年度)								
結果	地下水は地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。令和6年度は、地点2、6、9において大腸菌数の基準を達成していませんが他の地点において基準を達成しています。詳細データは資料編(P87～P89)に掲載しています。												
	単位	基準値	地 点 1	地 点 2	地 点 3	地 点 4	地 点 5	地 点 6	地 点 7	地 点 8	地 点 9	地 点 10	地 点 11
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	mg/L	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有機物 (TOCの量)	mg/L	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般細菌	個/mL	100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌数		検出され ないこと	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○
鉄	mg/L	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マンガン	mg/L	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気		異常で ないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味		異常で ないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロ エチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロ エチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1- トリクロロエタン	mg/L	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(基準達成○ 未達成×)													
用語説明													
亜硝酸(HNO ₂)	動植物の腐敗物、排泄物などによる水環境の汚染の代表的な指標の一つ。水中の酸素を多量に消費するので、亜硝酸性窒素が多量に含まれると、酸素が著しく少くなり、魚等の生物が窒息死する。												
塩化物イオン (Cl ⁻)	海水中には約 19g/L、表流水では一般に数 mg/L 程度含まれる。海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることもある。水道法水質基準値は、200mg/L 以下。塩素イオンが増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標となる。												

全有機体炭素 (TOC)	Total Organic Carbon の略。水中に含まれる有機物中の炭素の総量を測定することにより水の汚れの度合いを知ろうとする指標の一つ。以前は、有機物量の指標として過マンガソ酸カリウム消費量が使用されていたが、有機物の種類によって値が変動することや測定精度が安定しないこと等、様々な問題が生じ、過マンガソ酸カリウム消費量に代えて TOC が導入された。水道法水質基準値は、3mg/L 以下。TOC の値を上昇させる原因としては、空気中の塵やほこり等の有機物や有機性の気体等が検体に溶け込むことが挙げられる。
一般細菌	従属栄養細菌のうち混血動物の体温付近で比較的短時間に集落を形成する細菌を言う。一般細菌にはさまざまなものがあるが、水生細菌群、土壤由来細菌群、下水由来細菌群の 3 群に分けられる。水道法水質基準では、1mL 中の集落数が 100 個以下。河川水では水温の変化や降雨によって著しく影響を受けるので、細菌数が多い値を示しても、必ずしも屎などの汚染の影響を受けているとは言えない。
大腸菌数	大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる。河川での大腸菌数の環境基準は類型別に定められており、100mL 中の量が 20CFU 以下～1,000CFU 以下。飲料水は検出するだけで不適合となる。
鉄(Fe)	自然界において酸素、ケイ素、アルミニウムについて多く存在する物質で、地殻中に約 5.6% 含まれており、自動車、鉄道、機械など広い範囲に使用されている。流域の地質によっては自然水中にもかなり多量に含まれているので、水質調査では普通溶解性のものだけを問題とする。また、鉄は、生物にとって重要な栄養素の一つで、通常の自然水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはないが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水道法水質基準は、0.3 mg/L 以下。
マンガン(Mn)	灰白色または銀色の脆い金属で、地殻中に約 950mg/kg、海水中には約 0.3 μg/L 含まれている。主な用途としては、特殊鋼、乾電池、写真材料、ガソリン中のアンチノック剤等がある。生体必須元素の一つであるが、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様の理由で、水質調査では通常、溶解性のものだけを問題とする。水道法水質基準は、0.05 mg/L 以下。 汚染場所は、マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙など。
pH	P21 に記載済み
トリクロロエチレン	無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環境基準は 0.01 mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
テトラクロロエチレン	揮発性有機塩素系化合物の一種で無色透明の液体。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環境基準は、0.01 mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
1, 1, 1-トリクロロエタン	有機塩素化合物の一種で甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。環境基準は、1mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。

項目名	3)工場排水																																																			
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																																	
結果	<p>工場排水は、水質汚濁防止法の排水基準を使用しています。令和6年度調査の結果、全ての項目で基準値を達成しています。詳細データは資料編(P89)に掲載しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>単位</th><th>基準値</th><th>A工場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH(水素イオン濃度)</td><td></td><td>5.8~8.6</td><td>○</td></tr> <tr> <td>pH測定時水温</td><td>°C</td><td>40°C以下</td><td>○</td></tr> <tr> <td>BOD(生物化学的酸素要求量)</td><td>mg/L</td><td>160</td><td>○</td></tr> <tr> <td>COD(化学的酸素要求量)</td><td>mg/L</td><td>160</td><td>○</td></tr> <tr> <td>SS(浮遊物質量)</td><td>mg/L</td><td>200</td><td>○</td></tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td><td>mg/L</td><td>0.03</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td><td>mg/L</td><td>0.1</td><td>○</td></tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td><td>mg/L</td><td>0.005</td><td>○</td></tr> <tr> <td>銅含有量</td><td>mg/L</td><td>3</td><td>○</td></tr> <tr> <td>亜鉛含有量</td><td>mg/L</td><td>2</td><td>○</td></tr> <tr> <td>溶解性鉄含有量</td><td>mg/L</td><td>10</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>(基準達成○ 未達成×)</p>					単位	基準値	A工場	pH(水素イオン濃度)		5.8~8.6	○	pH測定時水温	°C	40°C以下	○	BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	SS(浮遊物質量)	mg/L	200	○	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	○	銅含有量	mg/L	3	○	亜鉛含有量	mg/L	2	○	溶解性鉄含有量	mg/L	10	○
	単位	基準値	A工場																																																	
pH(水素イオン濃度)		5.8~8.6	○																																																	
pH測定時水温	°C	40°C以下	○																																																	
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																	
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																	
SS(浮遊物質量)	mg/L	200	○																																																	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○																																																	
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○																																																	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	○																																																	
銅含有量	mg/L	3	○																																																	
亜鉛含有量	mg/L	2	○																																																	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	○																																																	
用語説明	<p>pH P21に記載済み</p> <p>BOD P21に記載済み</p> <p>COD Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。CODの値が高いと、水中の酸素を消費する物質がたくさん入っていると考えられ、生活排水などが混入していると考えられる。COD値が高いと水中の酸素が不足し、生物が住めなくなる。水の汚れを示す代表的な指標。</p> <p>SS P21に記載済み</p> <p>カドミウム(Cd) 青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかであるが、亜鉛と共に存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量(約0.1~0.5μg/L)が含まれると言われている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こす。公害病として有名なイタイイタイ病は、顔料、プラスチック、電池、金属加工工場からの排水が原因とされ、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。排水基準値は、0.03mg/L以下。</p>																																																			

鉛(Pb)	蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約13mg/kg。古くから人類に利用されてきた金属の1つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響がある。排水基準は、0.1mg/L以下。鉛蓄電池、ハンダ、顔料、塗料、うわぐすり等の工場からの排水が原因で環境に影響を及ぼす。
水銀(Hg)	無機水銀と有機水銀をあわせたもの。銀白色で、常温では唯一の液体金属。地殻中の存在量は約0.08mg/kgで、主に赤色硫化物である辰砂(HgS)として産出される。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等のほか金鉱山での金の精錬にも使用されてきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。排水基準は、0.005mg/L以下。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。化学工業、化学薬品製造工場、食塩電解工場、医薬品製造工場等での製造工程において水銀を使用する場合があり、排水中に含まれることが多い。
銅(Cu)	銀に次いで電気を通しやすい金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約55mg/kg、海水中に約0.6μg/L含まれている。主な用途としては、電線、合金、貨幣、農薬や医薬品の製造原料等がある。生体必須元素の1つであるが、大量に摂取すると慢性中毒を起こす。排水基準は、3.0mg/L以下。銅の汚染源としては、鉱山排水、金属関係工場からの排水、大気粉塵からの溶出などがある。
亜鉛(Zn)	青みを帯びた銀白色の金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約70mg/kg、海水中には約0.004mg/L含まれる。主な用途としては、鉄製品のメッキ、乾電池の陰極、合金等がある。生体必須元素の1つであるが、大量に摂取すると呼吸器や消化器に障害を起こす。排水基準は、2.0mg/L以下。亜鉛の汚染源としては、鉱山排水、金属製品工場の排水等があげられる。
鉄(Fe)	P23に記載済み

河川に与える生活排水の影響は? ～一人ひとりの心掛けできれいな多摩川を未来へ～

福生市民の身近な憩いの場である多摩川は、高度経済成長期の1960年代ごろには、工場からの産業排水や家庭からの洗剤などを含む生活排水が流れ込み、白い泡が川一面に浮かんでしまうなど、今からは想像できないほど汚れてしまっていました。

洗剤には、たくさんの泡が消えずに残り、魚などに悪い影響を与えていた界面活性剤の他に、植物プランクトンの栄養となる窒素やリンなどが含まれており、このような物質が増える状態を河川の富栄養化と言います。富栄養化が進むと、植物プランクトンの増大が著しくなり、水面が青緑色になるアオコの発生や、海に流れ込んで赤潮を発生させ、生態系の破壊を招くことになります。

水質を改善させるための法律の制定や、生活排水を含む汚水を流すための下水道の整備が進み、工場や各家庭の努力もあって、現在の多摩川があります。

福生市の場合も、1985年度に生活排水を含む汚水を流すための下水道の普及率が100%になったことから、今現在では家庭から出される生活排水は、下水道を通じて昭島市にある浄水施設である多摩川上流水再生センターで高度処理され、再生水として多摩川に放流されることとなり、直接多摩川に流れ込むことはありません。

ですが、好き勝手に排水してしまえば、下水道や浄水施設などの故障を招くことになります。「食事は食べられる分だけ作り、残さないよう心掛ける」、「食器は汚れをふき取り、洗剤の使用量を減らす」、「使用済み油はそのまま流さず、固形化して処分する」など、一人ひとりの心掛けでみんなの多摩川を守り育て、未来へつなげるとともに、広く水資源の保全に取り組みましょう。

3 騒音・振動

道路から発生する自動車騒音・振動及び市域に存在する横田基地に起因する航空機騒音が、市内における主な騒音・振動として挙げられます。

道路交通騒音に関しては、騒音規制法第17条に基づき、要請限度(設定された数値を超えて、かつ、道路の周辺の生活環境が著しく損なわると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請できる数値)が設定されています。道路交通振動に関しては、振動規制法第16条に基づき、要請限度が設定されています。さらに騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされています。

航空機騒音に関しても、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(環境基準)が設定されています。

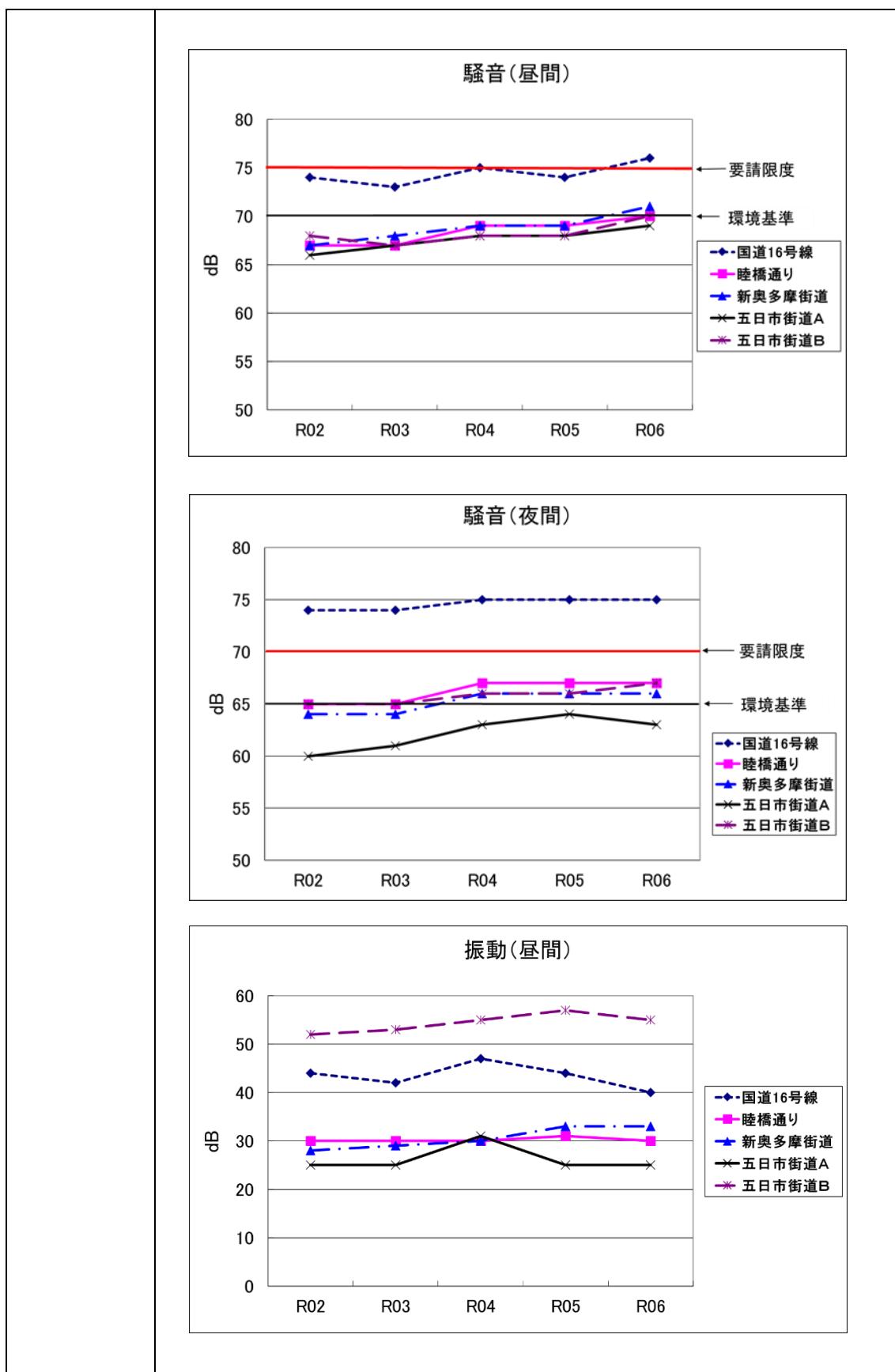
上記に基づき、1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(振動は平成26年度より調査)、2)自動車騒音面的評価、3)航空機騒音、4)福生市における主要な道路騒音の4項目を調査しています。

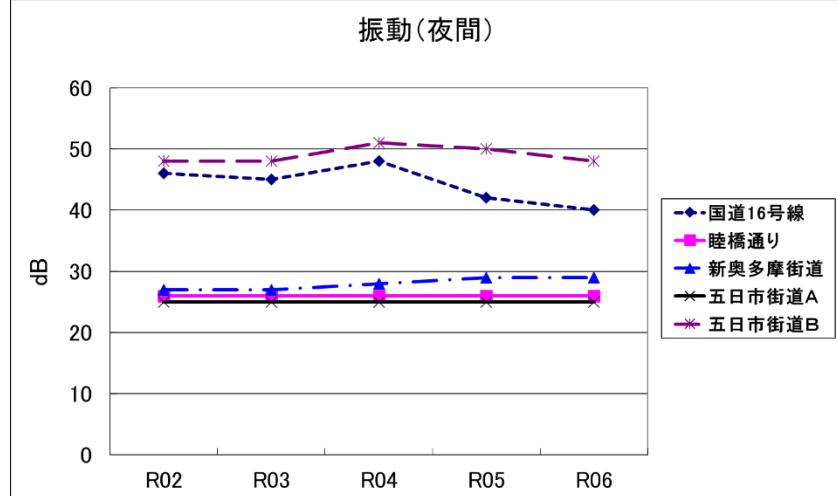
令和6年度については、国道16号の昼間・夜間騒音が要請限度を超過しているとともに、面的評価についても、国道16号の一部区間において達成率が低くなっています。

航空機騒音は、市内2箇所で測定していますが、誘導灯付近においては令和6年度も環境基準を大きく上回る結果となりました。

主要な道路騒音に関しては、測定地点29地点46箇所のうち8地点が環境基準を超える結果となりました。詳細データは資料編(P93～P102)に掲載しています。

項目名	1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度)																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																				
結果	<table border="1"> <caption>Estimated Traffic Volume Data from Graph</caption> <thead> <tr> <th>月 (Month)</th> <th>国道16号線 (台)</th> <th>瞳橋通り (台)</th> <th>新奥多摩街道 (台)</th> <th>五日市街道A (台)</th> <th>五日市街道B (台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>55,000</td> <td>18,000</td> <td>15,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>52,000</td> <td>18,000</td> <td>15,000</td> <td>9,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>45,000</td> <td>20,000</td> <td>15,000</td> <td>8,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>45,000</td> <td>19,000</td> <td>15,000</td> <td>8,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>45,000</td> <td>18,000</td> <td>15,000</td> <td>7,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>			月 (Month)	国道16号線 (台)	瞳橋通り (台)	新奥多摩街道 (台)	五日市街道A (台)	五日市街道B (台)	R02	55,000	18,000	15,000	10,000	15,000	R03	52,000	18,000	15,000	9,000	15,000	R04	45,000	20,000	15,000	8,000	15,000	R05	45,000	19,000	15,000	8,000	15,000	R06	45,000	18,000	15,000	7,000	15,000
月 (Month)	国道16号線 (台)	瞳橋通り (台)	新奥多摩街道 (台)	五日市街道A (台)	五日市街道B (台)																																		
R02	55,000	18,000	15,000	10,000	15,000																																		
R03	52,000	18,000	15,000	9,000	15,000																																		
R04	45,000	20,000	15,000	8,000	15,000																																		
R05	45,000	19,000	15,000	8,000	15,000																																		
R06	45,000	18,000	15,000	7,000	15,000																																		



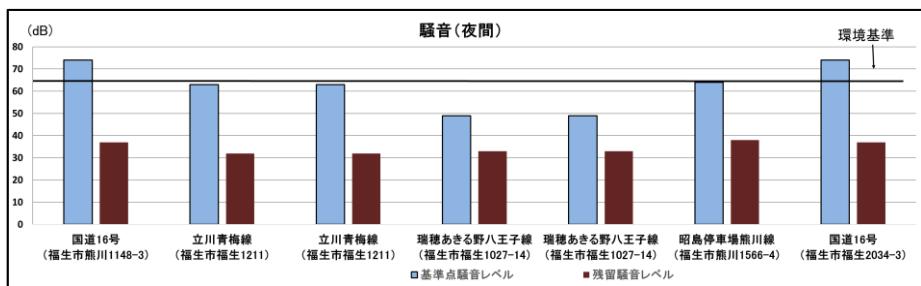
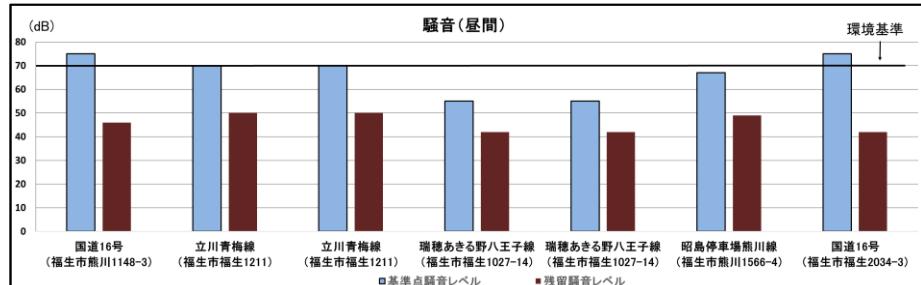


※振動(昼間・夜間)の環境基準、要請限度は、路線毎に異なるため記載していない。

項目名	2)自動車騒音面的評価																																							
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																																					
結果	<p>【令和6年度】</p> <p>測定日時 令和6年6月13日(木)0時から6月14日(金)0時まで</p> <table border="1"> <caption>騒音(昼間)</caption> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残留騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市本町16)</td> <td>68</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市熊川139)</td> <td>64</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)</td> <td>62</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>66</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 基準点騒音レベル ■ 残留騒音レベル</p> <table border="1"> <caption>騒音(夜間)</caption> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残留騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市本町16)</td> <td>64</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市牛浜25)</td> <td>58</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)</td> <td>58</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>61</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 基準点騒音レベル ■ 残留騒音レベル</p>				測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	50	立川青梅線 (福生市本町16)	68	58	立川青梅線 (福生市熊川139)	64	52	瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	62	50	杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	66	51	測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	46	立川青梅線 (福生市本町16)	64	52	立川青梅線 (福生市牛浜25)	58	44	瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	58	41	杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	61	42
測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)																																						
国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	50																																						
立川青梅線 (福生市本町16)	68	58																																						
立川青梅線 (福生市熊川139)	64	52																																						
瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	62	50																																						
杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	66	51																																						
測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)																																						
国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	46																																						
立川青梅線 (福生市本町16)	64	52																																						
立川青梅線 (福生市牛浜25)	58	44																																						
瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	58	41																																						
杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	61	42																																						
【令和5年度】																																								
測定日時 令和5年10月2日(月)0時から10月3日(火)0時まで																																								
<table border="1"> <caption>騒音(昼間)</caption> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残留騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市熊川1307)</td> <td>67</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市牛浜25)</td> <td>62</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)</td> <td>59</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1456-1)</td> <td>56</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 基準点騒音レベル ■ 残留騒音レベル</p> <table border="1"> <caption>騒音(夜間)</caption> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残留騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市熊川1307)</td> <td>64</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市牛浜25)</td> <td>58</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)</td> <td>50</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1456-1)</td> <td>56</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 基準点騒音レベル ■ 残留騒音レベル</p>				測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	51	杉並あきる野線 (福生市熊川1307)	67	56	立川青梅線 (福生市牛浜25)	62	48	瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	59	53	国道16号 (福生市熊川1456-1)	56	52	測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	46	杉並あきる野線 (福生市熊川1307)	64	47	立川青梅線 (福生市牛浜25)	58	38	瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	50	42	国道16号 (福生市熊川1456-1)	56	46	
測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)																																						
国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	51																																						
杉並あきる野線 (福生市熊川1307)	67	56																																						
立川青梅線 (福生市牛浜25)	62	48																																						
瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	59	53																																						
国道16号 (福生市熊川1456-1)	56	52																																						
測定場所	基準点騒音レベル (dB)	残留騒音レベル (dB)																																						
国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	46																																						
杉並あきる野線 (福生市熊川1307)	64	47																																						
立川青梅線 (福生市牛浜25)	58	38																																						
瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	50	42																																						
国道16号 (福生市熊川1456-1)	56	46																																						

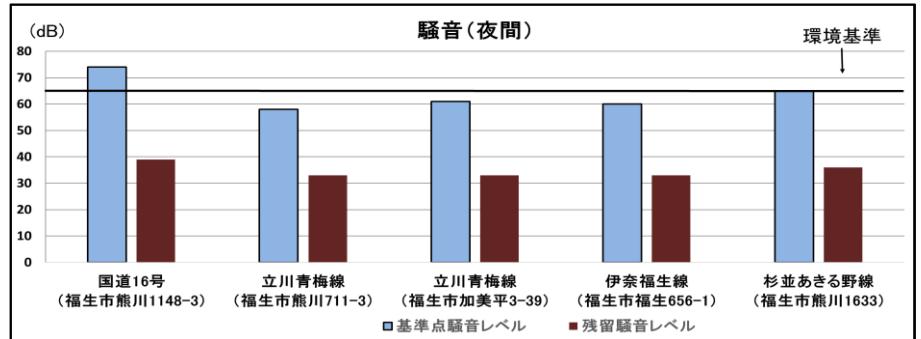
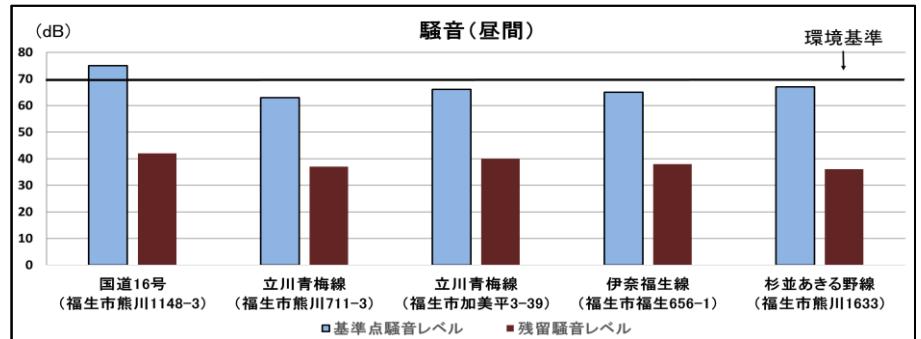
【令和4年度】

測定日時 令和4年 11月14日(月)0時から 11月19日(土)0時まで



【令和3年度】

日時 令和3年 11月17日(水)正午から 11月18日(木)正午まで



	<p>【令和2年度】</p> <p>測定日時 令和2年11月18日(水)正午から11月19日(木)正午まで</p> <table border="1"> <caption>騒音(昼間)</caption> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残り騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>約72</td> <td>約45</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>約65</td> <td>約38</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市熊川204)</td> <td>約70</td> <td>約35</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市福生549-1)</td> <td>約65</td> <td>約38</td> </tr> <tr> <td>福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)</td> <td>約65</td> <td>約38</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>騒音(夜間)</caption> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>基準点騒音レベル (dB)</th> <th>残り騒音レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>約72</td> <td>約40</td> </tr> <tr> <td>杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>約60</td> <td>約32</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市熊川204)</td> <td>約65</td> <td>約35</td> </tr> <tr> <td>立川青梅線 (福生市福生549-1)</td> <td>約60</td> <td>約32</td> </tr> <tr> <td>福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)</td> <td>約58</td> <td>約28</td> </tr> </tbody> </table>	測定地点	基準点騒音レベル (dB)	残り騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	約72	約45	杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	約65	約38	立川青梅線 (福生市熊川204)	約70	約35	立川青梅線 (福生市福生549-1)	約65	約38	福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	約65	約38	測定地点	基準点騒音レベル (dB)	残り騒音レベル (dB)	国道16号 (福生市熊川1148-3)	約72	約40	杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	約60	約32	立川青梅線 (福生市熊川204)	約65	約35	立川青梅線 (福生市福生549-1)	約60	約32	福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	約58	約28
測定地点	基準点騒音レベル (dB)	残り騒音レベル (dB)																																			
国道16号 (福生市熊川1148-3)	約72	約45																																			
杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	約65	約38																																			
立川青梅線 (福生市熊川204)	約70	約35																																			
立川青梅線 (福生市福生549-1)	約65	約38																																			
福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	約65	約38																																			
測定地点	基準点騒音レベル (dB)	残り騒音レベル (dB)																																			
国道16号 (福生市熊川1148-3)	約72	約40																																			
杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	約60	約32																																			
立川青梅線 (福生市熊川204)	約65	約35																																			
立川青梅線 (福生市福生549-1)	約60	約32																																			
福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	約58	約28																																			
用語説明	<p>騒音</p> <p>騒音の一般的な定義としては、「好ましくない音」「不必要な音」であるとされているが、影響面からみると極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業を妨げる音が騒音であるとされている。</p> <p>音の聴こえる範囲</p> <table border="1"> <caption>音圧(dB)</caption> <thead> <tr> <th>音圧 (dB)</th> <th>環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>ささやき声</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>静かな室内</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>通常の会話</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>幹線道路沿い</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>の近場で通行する大型トラック</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>離陸音</td> </tr> <tr> <td>120</td> <td>近場で聴くジエット機の</td> </tr> <tr> <td>140</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> </tbody> </table>	音圧 (dB)	環境	0	ささやき声	20	静かな室内	40	通常の会話	60	幹線道路沿い	80	の近場で通行する大型トラック	100	離陸音	120	近場で聴くジエット機の	140	音として聽ける限界																		
音圧 (dB)	環境																																				
0	ささやき声																																				
20	静かな室内																																				
40	通常の会話																																				
60	幹線道路沿い																																				
80	の近場で通行する大型トラック																																				
100	離陸音																																				
120	近場で聴くジエット機の																																				
140	音として聽ける限界																																				

項目名	3)航空機騒音																			
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和15年度)																	
<table border="1"> <caption>測定回数</caption> <thead> <tr> <th>測定期間</th> <th>誘導灯付近 (回)</th> <th>市役所屋上 (回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>約15,500</td> <td>約2,500</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>約12,500</td> <td>約2,200</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>約13,000</td> <td>約2,200</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>約11,000</td> <td>約1,800</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>約11,000</td> <td>約1,800</td> </tr> </tbody> </table>			測定期間	誘導灯付近 (回)	市役所屋上 (回)	R02	約15,500	約2,500	R03	約12,500	約2,200	R04	約13,000	約2,200	R05	約11,000	約1,800	R06	約11,000	約1,800
測定期間	誘導灯付近 (回)	市役所屋上 (回)																		
R02	約15,500	約2,500																		
R03	約12,500	約2,200																		
R04	約13,000	約2,200																		
R05	約11,000	約1,800																		
R06	約11,000	約1,800																		
<table border="1"> <caption>Lden</caption> <thead> <tr> <th>測定期間</th> <th>誘導灯付近 (dB)</th> <th>市役所屋上 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>約65</td> <td>約45</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>約65</td> <td>約45</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>約66</td> <td>約45</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>約63</td> <td>約45</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>約64</td> <td>約45</td> </tr> </tbody> </table>			測定期間	誘導灯付近 (dB)	市役所屋上 (dB)	R02	約65	約45	R03	約65	約45	R04	約66	約45	R05	約63	約45	R06	約64	約45
測定期間	誘導灯付近 (dB)	市役所屋上 (dB)																		
R02	約65	約45																		
R03	約65	約45																		
R04	約66	約45																		
R05	約63	約45																		
R06	約64	約45																		
<p>環境基準は市役所屋上が Lden62dB 以下、誘導灯付近が 57dB 以下です。 数値に関しては資料編(P96～P100)をご覧ください。</p>																				
用語説明																				
Lden	<p>時間帯補正等価騒音レベル(Level day-evening-night)。1日を通して測定された航空機騒音の全エネルギー1日あたりの平均値。ただし夕方(19時～22時)に測定された騒音には5dB、夜間(22時～7時)に測定された騒音には10dBの重みを付け評価を行う。国際的に騒音の評価指標として主流となっている。</p>																			

項目名	4)福生市における主要な道路騒音											
目標値	環境基準		いつまで	長期(令和15年度)								
結果	令和6年度測定結果 資料編(P101～P102)参照。 ○…環境基準以内 ×…環境基準超過											
測定地点												
(単位: dB)												
No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(L _{eq})	環境基準	判定							
			令和6年度									
1	準工業	一般地域	52	60	○							
2	準工業	一般地域	48	60	○							
3	第1種住居	沿道	67	70	○							
	第1種低層	後背地	46	55	○							
4	近隣商業	沿道	66	70	○							
	近隣商業	後背地	49	60	○							
5	第1種低層	一般地域	62	55	×							
6	第1種住居	沿道	68	70	○							
	第1種低層	後背地	49	55	○							
7	近隣商業	沿道	76	70	×							
	第1種低層	後背地	53	55	○							
8	第2種低層	沿道	62	60	×							
	第1種低層	後背地	52	55	○							
9	第1種中高層	沿道	64	65	○							
	第1種低層	後背地	46	55	○							
10	第1種低層	後背地	54	55	○							
	第1種中高層	沿道	57	60	○							
11	第2種住居	沿道	64	70	○							
	第1種低層	後背地	47	55	○							
12	第1種中高層	一般地域	48	55	○							
13	第1種中高層	一般地域	51	60	○							
14	近隣商業	一般地域	48	65	○							
15	第1種低層	一般地域	55	55	○							
16	近隣商業	沿道	75	70	×							
	第1種低層	後背地	52	55	○							
17	第2種低層	沿道	58	55	×							

No	用 途 地 域	道路との関係	等価騒音レベル(L _{eq})	環境基準	判定
			令和6年度		
18	近隣商業	沿道	67	70	○
	近隣商業	後背地	55	60	○
19	第1種低層	一般地域	53	55	○
20	第2種中高層	沿道	65	70	○
	第1種中高層	後背地	47	55	○
21	商業	一般地域	62	65	○
22A	商業	一般地域	61	65	○
22B	商業	沿道	65	70	○
	第2種低層	後背地	57	55	×
23	第1種中高層	沿道	68	60	×
	第1種低層	後背地	52	55	○
24	準工業	一般地域	51	65	○
25	近隣商業	沿道	66	65	×
	第1種中高層	後背地	47	55	○
26	第1種低層	一般地域	48	60	○
27	工業	沿道	65	70	○
	工業	後背地	48	65	○
28	第1種低層	一般地域	43	60	○
29	第1種住居	沿道	65	70	○
	第1種住居	後背地	49	55	○
用語説明					
等価騒音レベル(L _{eq})	不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの。				

4 苦情受付件数

令和6年度、市に寄せられた苦情は368件です。令和5年度に比べ航空機騒音に関する苦情件数が増えましたが、騒音・振動・雑草・悪臭などの苦情件数は減少しました。

項目名	1) 苦情受付件数																																																																																
目標値	設定なし	いつまで	—																																																																														
結果	<p>苦情件数</p> <p>件</p> <table border="1"> <caption>苦情件数 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大気汚染</th> <th>アスベスト相談</th> <th>水質汚濁</th> <th>土壤汚染</th> <th>騒音・振動</th> <th>低周波音</th> <th>航空機騒音</th> <th>地盤沈下</th> <th>悪臭</th> <th>雑草</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>130</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>110</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>230</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>210</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>240</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>368</td> </tr> </tbody> </table>			年	大気汚染	アスベスト相談	水質汚濁	土壤汚染	騒音・振動	低周波音	航空機騒音	地盤沈下	悪臭	雑草	その他	合計	R02	130	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	270	R03	110	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	210	R04	230	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	335	R05	210	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	325	R06	240	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	368
年	大気汚染	アスベスト相談	水質汚濁	土壤汚染	騒音・振動	低周波音	航空機騒音	地盤沈下	悪臭	雑草	その他	合計																																																																					
R02	130	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	270																																																																					
R03	110	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	210																																																																					
R04	230	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	335																																																																					
R05	210	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	325																																																																					
R06	240	10	10	10	50	50	50	50	5	5	5	368																																																																					

数値に関しては資料編(P103～P104)をご覧ください。

5 緑化

項目名	1)保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金																																																																								
目標値	緑地面積の拡大(380ha)	いつまで	長期(令和15年度)																																																																						
結果	<p>市民所有の保存樹林地「宅地介在山林・一般山林」に対し、奨励金を交付し保存管理していただいている。また、高さ10m以上・幹の周囲1m以上の樹木及び公道に面している高さ1m以上・長さ5m以上の生垣にも奨励金を交付しています。令和6年度は、保存樹林地が宅地介在山林3件1,651m²、一般山林2件669m²、保存樹木は30件147本、保存生垣は119件124箇所2,350mでした。</p>																																																																								
<p>① 保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>種別</th><th>件数(件)</th><th>筆数(筆)</th><th>面積(m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和6年度</td><td>宅地介在山林</td><td>3</td><td>4</td><td>1,651.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>2</td><td>3</td><td>669.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5</td><td>7</td><td>2,320.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和5年度</td><td>宅地介在山林</td><td>3</td><td>4</td><td>1,651.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>2</td><td>3</td><td>669.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5</td><td>7</td><td>2,320.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和4年度</td><td>宅地介在山林</td><td>3</td><td>5</td><td>1,700.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>2</td><td>3</td><td>669.00</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5</td><td>8</td><td>2,369.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和3年度</td><td>宅地介在山林</td><td>3</td><td>5</td><td>1,700.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>2</td><td>3</td><td>669.00</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5</td><td>8</td><td>2,369.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和2年度</td><td>宅地介在山林</td><td>4</td><td>6</td><td>2,300.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>2</td><td>3</td><td>669.00</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6</td><td>9</td><td>2,969.00</td></tr> </tbody> </table>				年度	種別	件数(件)	筆数(筆)	面積(m ²)	令和6年度	宅地介在山林	3	4	1,651.00	一般山林	2	3	669.00	計	5	7	2,320.00	令和5年度	宅地介在山林	3	4	1,651.00	一般山林	2	3	669.00	計	5	7	2,320.00	令和4年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00	一般山林	2	3	669.00	合計	5	8	2,369.00	令和3年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00	一般山林	2	3	669.00	合計	5	8	2,369.00	令和2年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	合計	6	9	2,969.00
年度	種別	件数(件)	筆数(筆)	面積(m ²)																																																																					
令和6年度	宅地介在山林	3	4	1,651.00																																																																					
	一般山林	2	3	669.00																																																																					
	計	5	7	2,320.00																																																																					
令和5年度	宅地介在山林	3	4	1,651.00																																																																					
	一般山林	2	3	669.00																																																																					
	計	5	7	2,320.00																																																																					
令和4年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00																																																																					
	一般山林	2	3	669.00																																																																					
	合計	5	8	2,369.00																																																																					
令和3年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00																																																																					
	一般山林	2	3	669.00																																																																					
	合計	5	8	2,369.00																																																																					
令和2年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																					
	一般山林	2	3	669.00																																																																					
	合計	6	9	2,969.00																																																																					
<p>② 保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数(件)</th><th>本数(本)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>29</td><td>142</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>30</td><td>147</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>30</td><td>148</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>31</td><td>153</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>34</td><td>155</td></tr> </tbody> </table>					年度	件数(件)	本数(本)	令和6年度	29	142	令和5年度	30	147	令和4年度	30	148	令和3年度	31	153	令和2年度	34	155																																																			
年度	件数(件)	本数(本)																																																																							
令和6年度	29	142																																																																							
令和5年度	30	147																																																																							
令和4年度	30	148																																																																							
令和3年度	31	153																																																																							
令和2年度	34	155																																																																							
<p>③ 保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数(件)</th><th>箇所数(箇所)</th><th>延長(m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>112</td><td>117</td><td>2,230</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>119</td><td>124</td><td>2,350</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>123</td><td>129</td><td>2,463</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>123</td><td>129</td><td>2,463</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>125</td><td>131</td><td>2,563</td></tr> </tbody> </table>					年度	件数(件)	箇所数(箇所)	延長(m)	令和6年度	112	117	2,230	令和5年度	119	124	2,350	令和4年度	123	129	2,463	令和3年度	123	129	2,463	令和2年度	125	131	2,563																																													
年度	件数(件)	箇所数(箇所)	延長(m)																																																																						
令和6年度	112	117	2,230																																																																						
令和5年度	119	124	2,350																																																																						
令和4年度	123	129	2,463																																																																						
令和3年度	123	129	2,463																																																																						
令和2年度	125	131	2,563																																																																						

6 ごみ

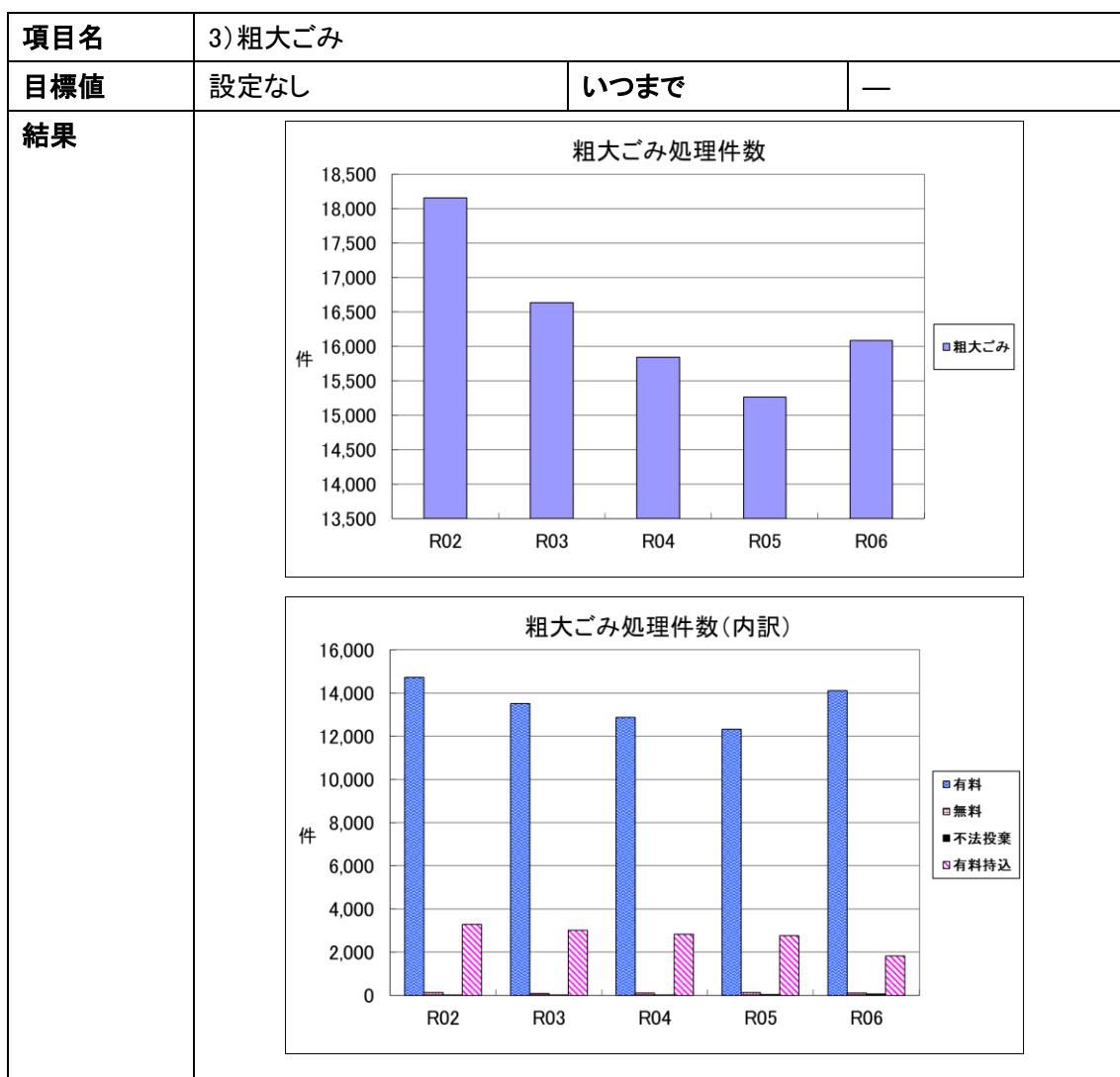
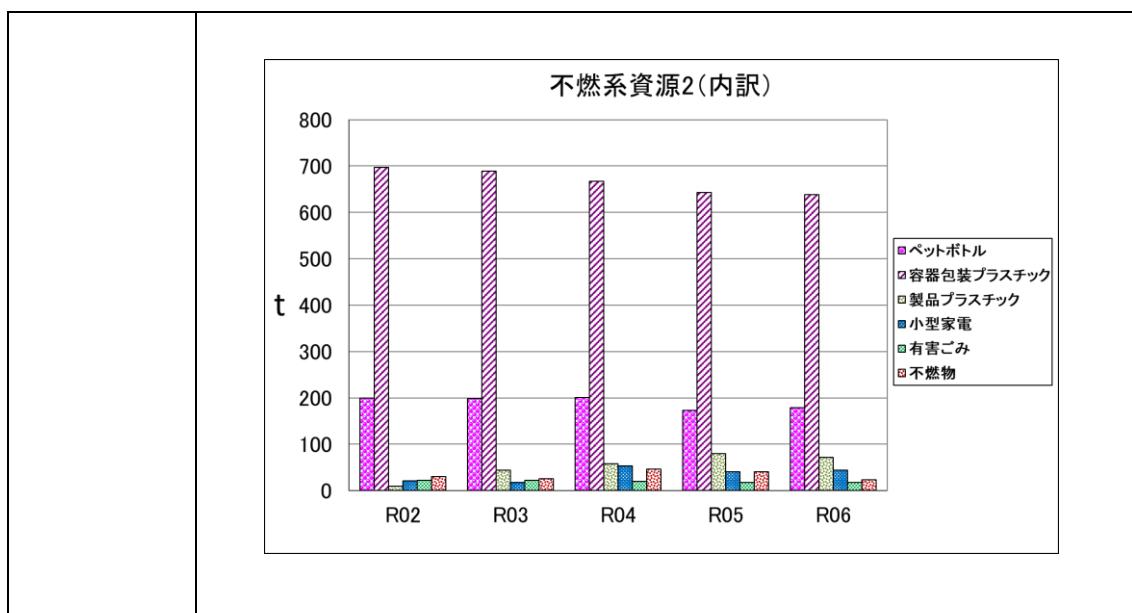
福生市では平成14年度からごみの有料化を実施しました。未実施の平成13年度と比べると、平成14年度では可燃ごみと不燃ごみの減量、資源ごみの増量と改善が見られました。

その後、ごみの排出量は減少傾向にあります。

また、資源化率の値はほぼ横ばいです。近年ごみの排出量が減少するとともに資源ごみの排出量も減少したことによるものと考えられます。

項目名	1)ごみ排出量																																						
目標値	ごみ排出量を約12%削減 (基準年度 R2 16,220t/年)	いつまで	長期(令和18年度)																																				
結果	<p style="text-align: center;">合 計</p> <table border="1"> <caption>合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>排出量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>R03</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>R04</td><td>15,200</td></tr> <tr><td>R05</td><td>14,800</td></tr> <tr><td>R06</td><td>14,500</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">処理内訳</p> <table border="1"> <caption>処理内訳</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>焼却 (t)</th> <th>埋立 (t)</th> <th>再生利用 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>11,500</td><td>500</td><td>0</td></tr> <tr><td>R03</td><td>11,200</td><td>0</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>R04</td><td>11,000</td><td>0</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>R05</td><td>10,800</td><td>0</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>R06</td><td>10,500</td><td>0</td><td>4,000</td></tr> </tbody> </table>			年	排出量 (t)	R02	16,000	R03	15,500	R04	15,200	R05	14,800	R06	14,500	年	焼却 (t)	埋立 (t)	再生利用 (t)	R02	11,500	500	0	R03	11,200	0	4,000	R04	11,000	0	4,000	R05	10,800	0	4,000	R06	10,500	0	4,000
年	排出量 (t)																																						
R02	16,000																																						
R03	15,500																																						
R04	15,200																																						
R05	14,800																																						
R06	14,500																																						
年	焼却 (t)	埋立 (t)	再生利用 (t)																																				
R02	11,500	500	0																																				
R03	11,200	0	4,000																																				
R04	11,000	0	4,000																																				
R05	10,800	0	4,000																																				
R06	10,500	0	4,000																																				
	<p>※処理内訳の再生利用は、資源集団回収量を含む。</p>																																						

項目名	2)資源化量																																
目標値	総資源化率 42%	いつまで	長期(令和18年度)																														
結果	<p style="text-align: center;">総資源化率</p> <table border="1"> <caption>総資源化率</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>総資源化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>35</td></tr> <tr><td>R03</td><td>35</td></tr> <tr><td>R04</td><td>35</td></tr> <tr><td>R05</td><td>35</td></tr> <tr><td>R06</td><td>35</td></tr> </tbody> </table>			期間	総資源化率 (%)	R02	35	R03	35	R04	35	R05	35	R06	35																		
期間	総資源化率 (%)																																
R02	35																																
R03	35																																
R04	35																																
R05	35																																
R06	35																																
	<p style="text-align: center;">可燃系資源(内訳)</p> <table border="1"> <caption>可燃系資源(内訳)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>新聞 (t)</th> <th>雑誌・雑紙 (t)</th> <th>ダンボール (t)</th> <th>古布 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>330</td><td>1020</td><td>520</td><td>280</td></tr> <tr><td>R03</td><td>350</td><td>950</td><td>520</td><td>250</td></tr> <tr><td>R04</td><td>280</td><td>910</td><td>510</td><td>230</td></tr> <tr><td>R05</td><td>250</td><td>860</td><td>500</td><td>210</td></tr> <tr><td>R06</td><td>240</td><td>850</td><td>500</td><td>200</td></tr> </tbody> </table>			期間	新聞 (t)	雑誌・雑紙 (t)	ダンボール (t)	古布 (t)	R02	330	1020	520	280	R03	350	950	520	250	R04	280	910	510	230	R05	250	860	500	210	R06	240	850	500	200
期間	新聞 (t)	雑誌・雑紙 (t)	ダンボール (t)	古布 (t)																													
R02	330	1020	520	280																													
R03	350	950	520	250																													
R04	280	910	510	230																													
R05	250	860	500	210																													
R06	240	850	500	200																													
	<p style="text-align: center;">不燃系資源1(内訳)</p> <table border="1"> <caption>不燃系資源1(内訳)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>生ビン (t)</th> <th>カレット (t)</th> <th>鉄類 (t)</th> <th>アルミ類 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R02</td><td>30</td><td>360</td><td>350</td><td>140</td></tr> <tr><td>R03</td><td>30</td><td>350</td><td>310</td><td>130</td></tr> <tr><td>R04</td><td>30</td><td>340</td><td>280</td><td>120</td></tr> <tr><td>R05</td><td>30</td><td>330</td><td>250</td><td>120</td></tr> <tr><td>R06</td><td>30</td><td>320</td><td>250</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>			期間	生ビン (t)	カレット (t)	鉄類 (t)	アルミ類 (t)	R02	30	360	350	140	R03	30	350	310	130	R04	30	340	280	120	R05	30	330	250	120	R06	30	320	250	120
期間	生ビン (t)	カレット (t)	鉄類 (t)	アルミ類 (t)																													
R02	30	360	350	140																													
R03	30	350	310	130																													
R04	30	340	280	120																													
R05	30	330	250	120																													
R06	30	320	250	120																													



7 温室効果ガス

市では、温室効果ガスの排出量の削減を図るための実行計画として、令和6年3月に「第5次福生市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和6年度～令和12年度)」を策定しました。この計画は、市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを把握し、削減目標を設定し、目標達成に向けて率先して取り組むことにより、地球温暖化防止を図ることを目的としています。

2050年の脱炭素を目指す水準で取組の加速化を図らなければならないことを意識して取組を展開しており、環境マネジメントシステムによる行動と実績管理を行うことで、目標達成に向けたエネルギー使用量の削減(温室効果ガス排出量の削減)を推進しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として市有施設の一部休館等により排出量は減少しました。令和3年度は施設の休館期間が短かったこと、換気をしながら空調を稼働させる必要があったことから、排出量が増加しました。令和4年度も同様の傾向が見られましたが、中央図書館が大規模改修工事に伴い閉館した影響が大きく、総排出量は令和3年度に比べて減少しました。令和5年度は、猛暑への必要な対策は講じつつも、各施設がエネルギー使用の効率化を意識したことにより、中央図書館のリニューアルオープンがあった中で、令和4年度と比べて減少しました。令和6年度は中央図書館の増加分や、電気由来の排出量を各施設・部署の契約事業者の排出係数で算出したことの影響により、令和5年度と比べて増加しました。

項目名	1) 温室効果ガス総排出量														
目標値	2,437,656kg-CO ₂	いつまで	令和12年度												
結果	<p><温室効果ガス総排出量の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>kg-CO₂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R02</td> <td>3,893,440</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>4,053,814</td> </tr> <tr> <td>R04</td> <td>4,021,692</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>4,003,082</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>4,049,046</td> </tr> </tbody> </table>			年	kg-CO ₂	R02	3,893,440	R03	4,053,814	R04	4,021,692	R05	4,003,082	R06	4,049,046
年	kg-CO ₂														
R02	3,893,440														
R03	4,053,814														
R04	4,021,692														
R05	4,003,082														
R06	4,049,046														
備考	<p>第5次福生市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標設定の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基準値の設定 過去の計画で対象外となっていた施設(防災関連施設等)も温室効果ガス排出量の算定対象として、令和元年(2019年)度における排出量を算定しました。そのうち、電気由来の排出量については、令和元年(2019年)度の当該期間中に契約していた電気事業者の排出係数を乗じた排出量を採用しました。また、燃料ごとの排出係数及び地球温暖化係数は、最新の地球温暖化対策推進法施行令に基づく数値を採用しました。これらの考え方に基づき、令和元年(2019年)度基準値を4,055,999kg-CO₂とします。 ② 第5次福生市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標 公共施設が該当する「業務部門」は、令和元年(2019年)度実績値に対して60.1%が目標であることから、令和12年(2030年)度の最終的な計画目標を設定しました。 														

2 環境事業の紹介

第2次福生市環境基本計画実行計画等で設定した事業の中から、次の39事業について紹介しています。市民参加型の事業もたくさんありますので、ご興味のある事業がありましたらぜひ参加してみてください。

事業番号	事業名	事業番号	事業名
1	雨水貯留槽設置助成事業	21	清掃だより発行
2	外来生物防除事業	22	玉川上水遊歩道を考える会
3	各学校で地域の特色を生かした環境学習	23	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業
4	カワラノギク保全活動	24	廃棄物減量監視事業
5	環境学習教員研修	25	花いっぱい運動
6	環境学習講座	26	花いっぱい運動(やなぎ通り)
7	環境学習推進事業	27	ふっさ環境フェスティバル
8	環境講座「地球温暖化対策～家庭でできる省エネのコツを学ぼう～」	28	福生市地球温暖化対策推進協議会
9	環境審議会	29	クーリングシェルター・福生まちなか温み処
10	かんきょう通信	30	福生水辺の楽校 「多摩川サポーターズ」
11	環境マネジメントシステム	31	福生水辺の楽校 「多摩川で遊ぼう！」
12	喫煙マナーアップキャンペーン	32	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
13	クビアカツヤカミキリ防除事業	33	ふっさライトダウンキャンペーン
14	熊川分水に親しむ会	34	文化財・史跡ボランティアガイド事業
15	公園ボランティア	35	萌芽更新
16	ごみ処理施設見学会	36	保存樹林地等奨励金交付事業
17	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用	37	まちづくり景観推進連絡会
18	サイクルシェアリング事業	38	みどりのカーテン大作戦
19	市民農園	39	湧水調査
20	清潔で美しいまちづくり事業		

事業名	雨水貯留槽設置助成事業
事業番号	1
開始時期	平成 22 年 4 月
事業のスタイル	助成事業
構成メンバー	担当:道路下水道課
事業の内容	<p>【雨水貯留槽】</p> <p>市街化が進み地表がコンクリートやアスファルトで覆われたため、雨水を地下に浸透させる土壤が失われています。それに伴い、河川氾濫などの水害リスクが高まる為、雨水は都市型水害を発生させる一因と考えられています。雨水貯留槽は、雨水を一時的に貯め、雨水の流出量を抑制して治水効果を高める施設です。また、貯めた雨水を庭の草木への水やりに使用することで雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養、湧水の保全などの効果があります。このため、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を雨樋(アマドイ)から貯留するタンクの設置に対する助成金交付の制度を設けています。</p> <p>本体価格の 3 分の 2、1 基につき 5 万円を上限に助成します。</p> <p>防火用水の備蓄や災害時のトイレの水の確保などにも役立ちます。</p> <p style="text-align: center;">平成 22～令和 3 年度 設置数 76 基 4 年度 設置数 3 基 5 年度 設置数 5 基 6 年度 設置数 2 基</p> <p>雨水浸透ます設置工事費助成制度もあります。 ※かん養…地表の水が地下にゆっくりと浸透すること。</p>  <p>雨水貯留槽</p>
詳細について	道路下水道課下水道係、又はホームページをご参照ください。

事業名	外来生物防除事業													
事業番号	2													
開始時期	平成 26 年度													
事業のスタイル	協働事業													
構成メンバー	市民、NPO法人	担当:環境政策課												
事業の内容	<p>平成 25 年度に実施した外来生物現況把握調査委託の結果をもとに、特定外来生物であるアライグマ、外来生物であるハクビシンによる文化財被害、農水産物被害、人への感染症被害等を未然に防ぎ、自然生態系の保全を図ることを目的に捕獲防除を行いました。平成 30 年度より、定点での捕獲の他に、個別対応の捕獲を実施しました。</p>													
<p>【令和 6 年度 目撃・被害情報・捕獲実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>目撃・被害情報(件)</th><th>捕獲防除実績(頭)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アライグマ</td><td>9</td><td>33</td></tr> <tr> <td>ハクビシン</td><td>9</td><td>16</td></tr> <tr> <td>計</td><td>18</td><td>49</td></tr> </tbody> </table>				目撃・被害情報(件)	捕獲防除実績(頭)	アライグマ	9	33	ハクビシン	9	16	計	18	49
	目撃・被害情報(件)	捕獲防除実績(頭)												
アライグマ	9	33												
ハクビシン	9	16												
計	18	49												
<p>目撃・被害情報の収集については、ポスター・チラシ、広報・ホームページ、かんきょう通信、コミュニケーションを活用した周知を行いました。</p> <p>また、目撃情報をご連絡いただく際は次のことをお伺いしています。</p>														
<p>1 日時 2 場所 3 特徴 4 頭数 5 情報提供者の氏名・連絡先</p>														
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ポスター</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>チラシ</p> </div> </div>														
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境政策課環境政策係													

事業名	各学校で地域の特色を生かした環境学習			
事業番号	3			
開始時期				
事業のスタイル	学校教育			
構成メンバー	学校・NPO 法人 等	担当:教育指導課		
事業の内容	<p>学習指導要領に基づく環境教育とあわせて、地域の特色を生かした学校独自の環境学習の取組を支援し、持続可能な地域づくりのための人材育成を進めました。</p> <p>各学校では、水辺の楽校の小中学校における多摩川の総合学習支援を活用し、愛鳥保護活動や多摩川の生き物や植物の観察、ヤゴの飼育の実施、宿泊学習を通した自然活動や自然体験活動の実施、市民講師を活用した稻作体験、リサイクルセンターへの社会科見学などを実施しました。</p>			
プールのヤゴ採集観察				
昆虫・水生生物観察				
詳細について	教育指導課指導係			

事業名	カワラノギク保全活動														
事業番号	4														
開始時期	平成 22 年														
事業のスタイル	協働事業														
構成メンバー	市民、研究者、河川管理者、NPO 法人		担当:環境政策課												
事業の内容	<p style="text-align: center;">カワラノギクプロジェクト</p> <p>多摩川に残された最後の生育地において、市民、研究者、行政が一緒に取り組んでいる保全活動です。その目的は、多摩川流域における多様な自然生態系の保全・復元を目指し、かつては河原の自然を代表する植物であった絶滅危惧種のカワラノギクを保全・復元することです。将来的には、人の助けがなくてもカワラノギクが存続できるようになることを願い、絶滅回避のための作業を行っています。</p> <pre> graph TD R[研究者 明治大学] --- C[市民 カワラノギクの保全・復元を めざす多摩川市民の会] R --- RM[河川管理者 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所] R --- L[流域自治体 福生市] C --- RM C --- L RM --- L </pre>														
令和 6 年度の活動	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活 動 日</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 月 21 日(日)</td> <td>個体観察と周辺整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 月 22 日(土)</td> <td>初夏の除草作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 月 28 日(土)</td> <td>秋の除草作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 月 26 日(土)</td> <td>開花個体数調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 月 22 日(日)</td> <td>種子採取</td> </tr> </tbody> </table>			活 動 日	内 容	4 月 21 日(日)	個体観察と周辺整備	6 月 22 日(土)	初夏の除草作業	9 月 28 日(土)	秋の除草作業	10 月 26 日(土)	開花個体数調査	12 月 22 日(日)	種子採取
活 動 日	内 容														
4 月 21 日(日)	個体観察と周辺整備														
6 月 22 日(土)	初夏の除草作業														
9 月 28 日(土)	秋の除草作業														
10 月 26 日(土)	開花個体数調査														
12 月 22 日(日)	種子採取														
															
	除草作業の様子	開花したカワラノギク													
詳細について	<p>カワラノギクプロジェクト事務局 NPO法人 自然環境アカデミー</p>														

事業名	環境学習教員研修			
事業番号	5			
開始時期	平成 16 年度			
事業のスタイル	協働事業			
構成メンバー	NPO 法人	担当:環境政策課		
事業の内容	<p>教員歴 1 年目、2 年目の教員、環境教育に関心のある教員を対象とした環境学習の研修を実施しました。</p> <p>教員が福生市の自然と環境について学ぶことで、子どもたちへの環境学習を促進します。</p> <p>○令和 6 年度研修内容・参加者</p> <p>第 1 回 「フィールドで学ぶ」 17 名 水質調査、生物調査、川の安全学習</p> <p>第 2 回 「福生の自然の変遷」 14 名 玉川上水にかかる新堀橋付近から田村分水、湧き水、旧ヤマジュウ田村家住宅などの福生の自然の変遷について、徒歩で市内を巡り学習する。</p>			
				
生物調査の様子				
詳細について	環境政策課環境政策係			

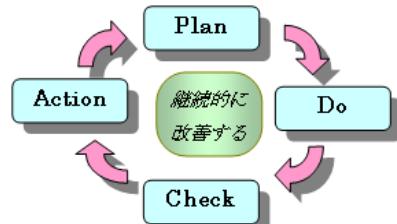
事業名	環境学習講座	
事業番号	6	
開始時期	平成 25 年度	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	市民、ふつさ環境市民会議	担当:環境政策課
事業の内容	<p>福生市地球温暖化対策推進協議会が主催し、市民を対象に環境意識の醸成を図ることを目的としています。今年度は地球温暖化や資源循環について学べる施設の見学と、地震発生後、72時間の生存力をつける体験学習を実施しました。</p> <p>【環境学習講座】</p> <p>第1回 11月2日(土) 東京臨海広域防災公園 パナソニックセンター東京</p>  <p>東京臨海広域防災公園</p>  <p>パナソニックセンター東京</p>	
詳細について	環境政策課環境政策係	

事業名	環境学習推進事業			
事業番号	7			
開始時期	平成 28 年 12 月			
事業のスタイル	協働事業			
構成メンバー	ふっさ環境市民会議	担当: 環境政策課		
事業の内容	<p>環境学習推進事業では、「自然と調和した住みたくなるまち」を視点にしたプロジェクト A と、関連団体との連携も踏まえ省エネ啓発事業を行うプロジェクト B の 2 つのプロジェクトの推進により、環境保全活動の人材を育成しています。</p> <p>12 月には「地球温暖化防止月間」に合わせ、市民団体「ふっさ環境市民会議」と協働で、家庭の CO₂削減を目的とした普及啓発事業を行いました。</p>			
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 月 6 日(木) 展示「身近な環境話題に取り組む市民活動団 ～18 日(火) 体の展示会」 ・6 月 15 日(土) 環境学習講座「気候変動と熱中症対策」 ・12 月 7 日(土) 環境団体・市民によるエコ活動発表会 ・12 月 9 日(月) 市役所 1 階ロビーにて地球温暖化防止キャンペーンを実施。展示のほか、家庭の省エネ啓 ～20 日(金) 発パンフレット『ふっさ「エコくらし」』を配布。 ・9 月 21 日(土) 環境学習講座 ・10 月 5 日(土) 基本講座「環境の基本知識と基本情報を学 12 日(土) ぶ」 19 日(土) ・11 月 9 日(土) eco 検定(環境社会検定試験)受験直前講座 				
 <p>地球温暖化防止キャンペーン(パネル展示)</p>  <p>家庭の省エネ啓発パンフレット 『ふっさ「エコくらし」』</p>				
詳細について	環境政策課環境政策係			

事業名	環境講座「地球温暖化対策～家庭でできる省エネのコツを学ぼう～」			
事業番号	8			
開始時期	令和7年2月15日			
事業のスタイル	市事業			
構成メンバー	講師、市民等	担当:公民館松林分館		
事業の内容	<p>最近の異常気象の原因のひとつである地球温暖化について、その仕組みや CO₂の削減の必要性、家庭でできる省エネのコツを学ぶとともに、東京都が実施する温暖化対策に向けた取り組みを紹介する講座を実施した。</p> <p>参加者数: 7名</p>			
				
環境講座の様子				
詳細について	市広報等で参加者を募集します。詳しくは公民館松林分館へご連絡ください。			

事業名	環境審議会																						
事業番号	9																						
開始時期	平成 15 年 4 月 1 日																						
事業のスタイル	協働事業																						
構成メンバー	市民、事業者、学識経験者		担当: 環境政策課																				
事業の内容	<p>福生市環境審議会は、福生市環境基本条例に基づき設置された組織です。市から委嘱された市民、事業者、学識経験者らが、市の環境保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査・審議するとともに市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を行っています。</p> <p>福生市環境基本計画に関しては、各年度における実行計画の進捗状況について、その内容を市から報告を受け意見を挙げています。</p>																						
【令和6年度】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月19日</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・福生市環境基本計画実行計画 (令和5年度実行計画)実施状況について ・第2次福生市環境基本計画実行計画 (令和6年度実行計画)について ・令和6年度の開催予定について </td></tr> </tbody> </table>				開催日	内容	8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・福生市環境基本計画実行計画 (令和5年度実行計画)実施状況について ・第2次福生市環境基本計画実行計画 (令和6年度実行計画)について ・令和6年度の開催予定について 																
開催日	内容																						
8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・福生市環境基本計画実行計画 (令和5年度実行計画)実施状況について ・第2次福生市環境基本計画実行計画 (令和6年度実行計画)について ・令和6年度の開催予定について 																						
【名簿】(敬省略) ★会長 ☆副会長																							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>池田英津子</td><td>市民の代表</td><td>山下真一</td><td>事業者</td></tr> <tr> <td>上村喬</td><td>市民の代表</td><td>★小倉紀雄</td><td>学識経験者</td></tr> <tr> <td>古屋泰男</td><td>市民の代表</td><td>千葉保彦</td><td>学識経験者</td></tr> <tr> <td>☆横田君子</td><td>市民の代表</td><td>野村亮</td><td>学識経験者</td></tr> <tr> <td>田村半十郎</td><td>事業者</td><td>畠瀬頼子</td><td>学識経験者</td></tr> </tbody> </table>				池田英津子	市民の代表	山下真一	事業者	上村喬	市民の代表	★小倉紀雄	学識経験者	古屋泰男	市民の代表	千葉保彦	学識経験者	☆横田君子	市民の代表	野村亮	学識経験者	田村半十郎	事業者	畠瀬頼子	学識経験者
池田英津子	市民の代表	山下真一	事業者																				
上村喬	市民の代表	★小倉紀雄	学識経験者																				
古屋泰男	市民の代表	千葉保彦	学識経験者																				
☆横田君子	市民の代表	野村亮	学識経験者																				
田村半十郎	事業者	畠瀬頼子	学識経験者																				
詳細について	環境政策課環境政策係																						

事業名	かんきょう通信	
事業番号	10	
開始時期	平成 14 年 10 月 15 日	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	かんきょう通信市民編集員	担当:環境政策課
事業の内容	<p>このプロジェクトは市民参加により市民の環境に対する意識啓発と PR を図るためのものです。令和 6 年度はかんきょう通信市民編集部により、かんきょう通信を年 1 回発行しました。かんきょう通信は全戸配布しています。</p> <p>【活動】</p> <p>かんきょう通信編集会議を開催し、記事の作成、レイアウト等、より良い「かんきょう通信」を皆さんにお届けできるよう、また、環境について関心をもっていただけるよう活動しています。</p> <p>●令和 6 年 12 月 53 号発行</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年には魚より海洋プラスチックごみの量が多くなる？ ・私たちにできる環境にやさしい行動ってなんだろう？ ・地球温暖化防止月間にに関するお知らせ ・第 22 回ふっさ環境フェスティバルを激写 ・「第 2 次福生市環境基本計画」策定 ・アライグマ・ハクビシンにご用心 ・「ナガミヒナゲシ」に注意！ ・イノシシを見かけたら ・カワラノギク保全プロジェクトを PR する看板が完成しました ・かんきょう通信市民編集員大募集！ 	
詳細について	<p>「かんきょう通信」の編集に携わっていただける市民の方を募集しています。環境政策課環境政策係へご連絡ください。</p>	

事業名	環境マネジメントシステム		
事業番号	11		
開始時期	平成 20 年 11 月		
事業のスタイル	協働事業		
構成メンバー	市民、環境政策の専門家		担当:環境政策課
事業の内容	<p>「環境マネジメントシステム」とは企業や自治体といった組織が、環境に影響を及ぼす側面を特定し、環境配慮の方針や計画を立て(Plan)、その実現に向けて環境配慮行動を実行し(Do)、その達成度を点検し(Check)、見直し・改善する(Action)という一連のサイクルのことです。</p>  <pre> graph TD Plan[Plan] --> Do[Do] Do --> Check[Check] Check --> Action[Action] Action --> Plan subgraph Center [] direction TB C((継続的に改善する)) C --- Plan C --- Do C --- Check C --- Action end </pre> <p>福生市では平成 20 年度より環境マネジメントシステムを導入し、事業所としての環境負荷削減を目的とした地球温暖化対策実行計画の推進について市民を交えた評価を進めています。</p> <p>平成 26 年度から従来の仕組みを土台として、福生市の独自性をもった仕組み F-e(Fussa environmental management system の略)を新たな規格とし、学校や指定管理者制度導入施設を含む市のすべての行政施設において、市長以下教職員を含む全職員が、節電や省資源など具体的に数値目標を掲げて、日々環境に配慮した取組を実践しています。</p> <p>市の取組の状況や成果については、市民や職員、専門家によって点検・評価が行われ、令和 6 年度は 2 月に、現場への訪問で実施しました。</p>		
詳細について	環境政策課環境政策係		

事業名	喫煙マナーアップキャンペーン
事業番号	12
開始時期	平成 16 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生駅:課税課、マナーアップ協力員(旧たばこ・酒販組合)、JT 拝島駅:昭島市、JR 拝島駅 担当:ごみ減量対策課
事業の内容	<p>「たばこのポイ捨て」や「歩きたばこ」が社会問題となっています。吸い殻のポイ捨てはまちを汚す原因の一つです。一方、歩きたばこは、喫煙者本人が気付かないうちに、他人の服や持ち物を焦がす、他人にやけどを負わせる、子どもの顔にたばこの火種が当たるなど、周りの人に被害を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうした迷惑行為や危険行為に対して、喫煙者のマナーの向上が何より重要という考えの下、福生駅及び拝島駅で「喫煙マナーアップキャンペーン」を実施し、啓発用チラシの配布や清掃活動を行いました。</p>  <p>喫煙マナーアップキャンペーンの様子</p>  <p>喫煙マナーアップキャンペーンの様子</p>
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係

事業名	クビアカツヤカミキリ防除事業	
事業番号	13	
開始時期	令和元年	
事業のスタイル	市事業	
構成メンバー	市民	担当:環境政策課
事業の内容	<p>幼虫が幹を食い荒らすことにより、サクラやウメなどのバラ科の樹木に被害をもたらす特定外来生物クビアカツヤカミキリからの樹木の被害拡大を防ぐために、捕獲、防除等を実施しました。</p> <p>防除については、被害樹木への薬剤散布及び見回りなど効果的な防除を実施しました。</p> <p>クビアカツヤカミキリについて広報、ホームページによる周知や町会・自治会への回覧、市内公共施設・幼稚園・保育園・小中学校へのポスター掲示により注意喚起を行い、目撃情報を収集しました。</p>	
		<p>クビアカツヤカミキリ(写真はメス) 成虫の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体長は 2.5~4 cm ・全体的に光沢のある黒色 ・胸部(クビの部分)が赤い
		薬剤散布の様子
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境政策課環境政策係	

事業名	熊川分水に親しむ会	
事業番号	14	
開始時期	平成 16 年 2 月 4 日	
事業のスタイル	市民によるボランティア事業	
構成メンバー	市民及び学識経験者	担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【熊川分水に親しむ会とは】 福生の自然や景観及び文化、歴史の維持、保全、継承を目的とした活動を行う団体です。</p> <p>熊川分水は、東京の武蔵野台地に設けられた玉川上水の 35 番目の分水です。分水(水路長 2,075m)の大部分は私有地を流れていますが、宅地化の拡大にともなって暗渠部が増え、現在は約 50%が暗渠になっています。かつて熊川分水は水車動力源や灌漑用水、飲料水や生活用水として地域の発展に大きな役割を果たしてきましたが、現在は緑とせせらぎの自然豊かな憩いの場となっています。分水の側壁は玉石を用いた空石積み(コンクリートなどの詰め物がない石積み)でつくられた歴史的価値ある石積みで、先人の技能の高さを証明しています。今では全国的にも空石積みの用水は少なくなり、石積職人も少なくなっています。この先人の残した文化財としても価値のある福生市の遺産を次世代に引き継ぐように、市民皆さんと共に保存に取り組む活動をしています。</p> <p>主な活動としては、地域の文化や歴史・知識を深め、保全活動を支える取組として会員及び市民向けの講座を公民館と協働で定期的に開催しています。</p> <p>児童を対象とした夏休みイベントや、市民向け観光ガイドツアーなど分水保全のための働きかけを行っています。</p> <p>～令和 6 年度の主な活動一覧～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月例会「郷土史の井戸端会議」開催(2 月、3 月) ●協働事業 <ul style="list-style-type: none"> ①福生第二小学校4学年総合学習(5 月、6 月)に「熊川分水たんけん」授業を実施 ②公民館講座・事業 「熊川分水たんけん隊」(8 月)、「熊川分水に親しむ講座」(1 月、2 月) ③公民館「白梅まつり」での活動および分水の現状を展示(5 月) ④まちづくり景観推進連絡会、福生市緑と水の関係団体意見交換会に参加 ⑤まちづくり計画課と協力して分水の草刈り実施 ⑥福生市文化財審議委員の熊川分水視察の案内(1 月) ●イベント参加 <ul style="list-style-type: none"> ①第 22 回ふっさ環境フェスティバルの展示に参加 	
詳細について	<p>分水や湧水の保全及び自然景観の維持の考えに賛同し、活動に参加いただける方々を広く求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入会:福生市在住、在勤者及び学識経験者 ●会費なし 	

事業名	公園ボランティア	
事業番号	15	
開始時期	平成 16 年 4 月	
事業のスタイル	協働事業(市民ボランティア)	
構成メンバー	市民ボランティア	担当:環境政策課
事業の内容	<p><公園ボランティア></p> <p>市では平成 16 年 4 月から、市民の皆さんとの協働により公園ボランティア事業を実施しています。</p> <p>主な活動内容は花壇の手入れや除草、公園での清掃などです。現在登録されている方は花や緑が好きな方、公園が好きな方です。</p> <p><公園ボランティア活動状況></p> <p>令和 6 年度は 47 の公園で 403 名と 13 団体の方が活動しました。</p> <p>市内には 76 の公園・児童遊園、緑地公園があり、近所の公園やお気に入りの公園で都合の良い時間に活動することができます。</p>  <p style="text-align: right;">活動の様子</p>  <p style="text-align: center;">活動の様子</p>	
詳細について	公園ボランティアは登録をしていただきます。環境政策課と公園係までご連絡ください。登録の書式は、担当課または市のホームページにあります。	

事業名	ごみ処理施設見学会	
事業番号	16	
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日	
事業のスタイル	市事業	
構成メンバー	市内在住の小学生と保護者	担当:ごみ減量対策課
事業の内容	<p>夏休み親子施設見学会として、家庭から出されたごみがどのように処理されているのか、ごみ処理施設を見学しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象…小学生及び保護者 ・場 所…ニッ塚処分場(日の出町) ・参加者…31 名 	
	夏休み親子施設見学会の様子	
		
	夏休み親子施設見学会の様子	
詳細について	<p>広報や市ホームページ等で見学会開催について掲載しますので、お申し込みください。</p> <p>詳しくはごみ減量対策課ごみ減量対策係へご連絡ください。</p>	

事業名	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用	
事業番号	17	
開始時期	平成 20 年度	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	地域住民、食育講座に参加する市民	担当:公民館白梅分館
事業の内容	<p>【コンポストによる堆肥作り】</p> <p>公民館白梅分館ではコンポスト 4 基を設置し、生ごみ等の堆肥化を行っています。</p> <p>学童クラブ「たんぽぽクラブ」で発生する生ごみや、白梅分館で育てた作物のうち食べられなくなったもののほか、近隣の住民や利用者等に家庭で出る生ごみを持ち込んでいただいている。</p> <p>身近なところから生ごみの減量と資源化を目指し、環境意識を高めています。</p>  <p style="text-align: center;">堆肥作りの様子</p> <p>【食育講座等への活用】</p> <p>できあがった堆肥は、白梅分館裏庭の小さな畑を使った食育講座の実践に役立てているほか、白梅分館の花木の栽培の肥料として活用しています。</p> <p>食育講座では堆肥を使った土づくりから収穫までの農作業体験を通して、食と環境とのかかわりについて学習を深めています。</p>	
詳細について	<p>生ごみを持ち込みいただく場合はご相談ください。</p> <p>食育講座の参加者募集は広報ふっさに掲載します。詳しくは公民館白梅分館へご連絡ください。</p>	

事業名	サイクルシェアリング事業
事業番号	18
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当課: 環境政策課
事業の内容	<p>ガソリン自動車利用からの乗換えによる地球温暖化対策を推進するとともに、観光交流人口を増やし地域振興・活性化を推進することを目的とし、実証実験を重ね、平成 26 年度から本格実施しました。</p> <p>福生市独自で実施していたサイクルシェアリングサービスを令和 4 年 3 月末日に終了し、令和 4 年度より、広域利用が可能な「HELLO CYCLING」による、サイクルシェアリングを開始しました。</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで、福生市、立川市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市の計 8 市で広域利用のキャンペーンを実施しました。</p>
 <p>令和 4 年度から開始した 「HELLO CYCLING」</p>	
 <p>「HELLO CYCLING」を利用 している 8 市でキャンペー ンを実施</p>	
詳細について	環境政策課環境政策係

事業名	市民農園			
事業番号	19			
開始時期	昭和 49 年			
事業のスタイル	協働事業			
構成メンバー	市民農園使用者協力会員	担当:シティセールス推進課		
事業の内容	<p>市内に 7箇所(熊川東、南田園第二、福生奈賀、福生武蔵野、熊川武蔵野第二、熊川北、熊川牛浜)の市民農園を設置し、1区画約 10 m²の菜園を利用していただいています。</p> <p>貸出期間は約 3年間、費用(協力会費)は 3年間で 4,000 円(更新時の整備工事費、水道料金・維持管理費)です。※令和 6 年 12 月 1 日より費用(協力会費)を 4,000 円に改定</p> <p>家族で野菜作りを楽しむ場になっているほか、環境を潤す「みどり」を提供しています。</p> <p>農園の管理は市民農園使用者協力会と、事務局のシティセールス推進課との協働で行われています。</p>			
				
市民農園の様子				
				
市民農園の様子				
詳細について	<p>使用者の募集案内は、「広報ふっさ」と「市ホームページ」にて行います。各農園により、募集時期が異なりますので、詳細は市民農園使用者協力会事務局(シティセールス推進課)までお問い合わせください。</p>			

事業名	清潔で美しいまちづくり事業
事業番号	20
開始時期	平成23年4月1日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:ごみ減量対策課
事業の内容	<p>福生市清潔で美しいまちづくり条例により、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の規制のため、看板等条例周知用物品の設置、見回り調査及び条例違反者に対する指導等、市民への条例の周知・啓発を行い、市民の快適な生活環境の確保を図りました。</p> <p>また、福生駅、牛浜駅、東福生駅、熊川駅周辺に、路上禁煙区域を指定しています。</p>  <p style="text-align: center;">条例周知用看板の設置</p>
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係



事業名	清掃だより発行
事業番号	21
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:ごみ減量対策課
事業の内容	<p>環境衛生に対する市民意識の高揚を図り、清潔な環境の形成に努めていくことを目的に、清掃だより(もっとクリーン)を年 2 回発行し市民に配布しました。</p> <p>令和 6 年 12 月 15 日号 令和 7 年 3 月 15 日号</p>    
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係

事業名	玉川上水遊歩道を考える会	
事業番号	22	
開始時期	平成 16 年 2 月 26 日	
事業のスタイル	市民によるボランティア事業	
構成メンバー	関心のある方	担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【玉川上水遊歩道を考える会とは】</p> <p>玉川上水は、江戸時代の急激な人口増加に伴う飲料水の不足に対応するため、多摩川を水源とする上水として開削されました。</p> <p>福生市内を流れる玉川上水は、約 4.3 kmです。このうち、宮本橋からみずくらんど公園に至る約 2.1 km の区間に上水沿い遊歩道がありません。</p> <p>ここに連続した緑ゆたかな遊歩道を整備することは、これから福生のまち環境の向上、多摩地区から都心に至る「貴重な連続した水と緑の帯」形成にとって必要不可欠の大きな条件であると考えます。</p> <p>その志を一つにする福生市民の有志が立ち上げた会です。</p> <p>～令和 6 年度の主な活動一覧～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期総会(年 1 回開催) <p>令和6年度は書面開催として終了させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <p>定例会(年 12 回)毎月第 2 木曜日午後 1 時 30 分より市民会館・公民館教室にて(月初めに抽選会、出席し教室を決定する)会員による情報交換を実施しました。</p>	
詳細について	<p>私たちの考えに賛同いただけ、関心のある方々を広く求めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入会資格:老若男女(居住地の如何を問いません。) ●会費有(年間 1,000 円) 	

事業名	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業	
事業番号	23	
開始時期	平成 18 年 4 月 1 日	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	福生地域ネコの会、町会	担当:環境政策課
事業の内容	<p>地域猫制度は飼い主のいない猫から起こるいろいろなトラブルを地域の問題としてとらえ、市民ボランティア、町会、行政の協働事業で解決しようとする仕組みです。地域住民の合意を前提に去勢・不妊手術をしながら地域で管理し、飼い主のいない猫の数を減少させていくためのコントロールを行い、人と飼い主のいない猫との共生を目指します。</p> <p>平成 16 年度、市民会議「人と動物の共生会議」が「猫問題に関する提言書」を市長へ提出。この提言に基づき、「福生市地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業」が、平成 18 年度より制度化されました。令和 6 年度は 6 地区で 18 匹(オス 10 匹・メス 8 匹)の手術を実施しました。</p> <p>■福生地域ネコの会</p> <p>「地域猫を考える市民会議」が母体となり、平成 18 年 4 月「福生地域ネコの会」が結成されました。令和 6 年度は、定例会議等を 5 回開催しました。</p> <p>また、飼い主のいない猫の治療費等を確保するため、ふっさ桜まつりへのバザー出展や市役所・動物病院への募金箱設置を実施しました。</p>	
詳細について	福生地域ネコの会では、猫の去勢・不妊手術の募金等受け付けています。詳しくは環境政策課環境政策係へご連絡ください。	



実際の募金箱

事業名	廃棄物減量監視事業
事業番号	24
開始時期	平成 12 年 1 月 4 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:ごみ減量対策課
事業の内容	<p>西多摩衛生組合において、福生市内の事業所から出された廃棄物が適正に処理されているか調査し、適正処理を促します。</p> <p>【実施日】</p> <p>令和 6 年 12 月 12 日</p>  <p>監視作業の様子</p>
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係

事業名	花いっぱい運動	
事業番号	25	
開始時期	平成2年度	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	グリーンクラブ福生、福生市農業委員会	担当:環境政策課
事業の内容	<p>福生市では平成2年度から年2回、春と秋に多くの市民が楽しめるよう、街角、通学路、公園、広場等に町会・自治会等の市民や農業者を中心とするボランティアによる草花の苗(サルビア、パンジー等)の植栽を行い、緑化と美化を進めています。</p> <p>加えて、花いっぱいコンテスト(春・秋)については花いっぱい運動で楽しく見栄えのする花壇を作る取組の一助としてふっさ花とみどりの会が実施しています。</p>	
《令和6年度の取組》		
① 花いっぱい運動事業(春) 実施期間 5月13日～5月31日		
花の配布数 サルビア・ペチュニア 14,400株 マリーゴールド 14,750株		
参加団体 98		
② 花いっぱい運動事業(秋) 実施期間 11月13日～12月2日		
花の配布数 パンジー・ビオラ 24,830株 葉ボタン 5,160株		
参加団体 95		
主な団体 町内会、商店街、体育館、図書館、市民会館、公民館、保育園、幼稚園、小中学校、農業者、商工会、市内事業者など		
		花いっぱい運動の様子
詳細について	環境政策課環境政策係	

事業名	花いっぱい運動(やなぎ通り)	
事業番号	26	
開始時期	平成 22 年 5 月	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	ふっさ花とみどりの会、ボランティア	担当:環境政策課
事業の内容	<p>平成 2 年から実施している花いっぱい運動を発展させるため、ふっさ花とみどりの会が提言し、行っている花いっぱい運動です。平成 21 年度末にやなぎ通りに設置したプランターに、春はマリーゴールド、秋はパンジー・ノースポールを植えました。植栽にはやなぎ通り沿いでボランティアにご協力くださっているご家庭と店舗、横田基地のボランティアの方々等が参加しています。</p> <p>植栽(春) ○マリーゴールド やなぎ通り 880 株</p>	
	 <p>植栽(春)の様子</p> <p>植栽(秋) ○パンジー やなぎ通り 656 株 ○ノースポール やなぎ通り 224 株</p>  <p>植栽(秋)の様子</p>	
詳細について	環境政策課環境政策係	

事業名	ふっさ環境フェスティバル	
事業番号	27	
開始時期	平成 15 年度	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	市民、企業、事業者、NPO 法人、学校	担当:環境政策課
事業の内容	<p>地球環境、自然環境へのふれあいをテーマにした、実行委員会による市民参加型イベントです。例年、環境月間の 6 月に合わせて開催しています。</p> <p>第 22 回目を迎えた令和 6 年度は、まちなか全体を会場に見立てた、日常生活の中で普及啓発に繋がるイベント及び来場型イベントを実施しました。</p> <p>【まちなか全体を会場と見立てたイベント】</p> <p>開催期間:環境省が規定する環境月間である 6 月の 1 か月間</p> <p>参加団体:102 団体(一般、事業者、官公庁)</p> <p>内容:「私たちの環境配慮」&「ECO FRIENDLY ステッカー」の掲示、デジタルスタンプラリー、SNS(YouTube・Instagram・X)を活用した環境情報の発信及びハッシュタグキャンペーン、パネル展示(市役所 1 階ロビー)ほか</p> <p>【多摩川中央公園を会場とした来場型イベント】</p> <p>日時:令和 6 年 6 月 2 日(日) 午前 10 時~午後 2 時 30 分</p> <p>出展団体:40 団体(一般、事業者、官公庁)</p> <p>来場者:4,052 人</p> <p>内容:ステージイベント(ゆとりズ「SDGs お笑いトークショー」など)、環境に関する展示、フードドライブ、ぬいぐるみ回収、フードブース、マスのつかみ取りほか</p>	
詳細について	 <p>ポスター</p>  <p>ステージイベントの様子</p>	
	フェスティバルを企画・運営する実行委員も募集中。詳細は広報やホームページでご案内しますので、お気軽にご参加ください。詳しくは環境政策課環境政策係へご連絡ください。	

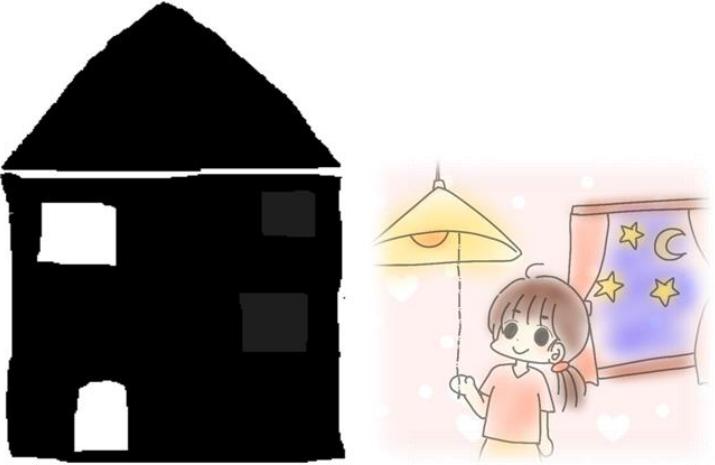
事業名	福生市地球温暖化対策推進協議会	
事業番号	28	
開始時期	令和6年3月	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	市民、商工会、学識経験者	担当:環境政策課
事業の内容	<p>福生市地球温暖化対策推進協議会は、市民団体等が行う環境負荷低減に係る取組の支援等を通じて、福生市における地球温暖化対策を推進させることを目的として設立した協議会です。</p> <p>協議会には、市、商工会、市民の代表らが参加しており、東京都の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の市町村助成金を活用した事業を実施しています。</p> <p>【令和6年度の主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 環境学習講座(事業番号:6) 2) 環境学習推進事業(事業番号:7) 3) クビアカツヤカミキリ防除事業(事業番号:13) 4) 花いっぱい運動(事業番号:25、26) 5) ふっさ環境フェスティバル(事業番号:27) 6) みどりのかーテン大作戦(事業番号:38) <p>詳しくは、各事業案内のページをご覧ください。</p>	
詳細について	環境政策課環境政策係	

事業名	クーリングシェルター・福生まちなか温み処
事業番号	29
開始時期	平成 23 年 8 月
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境政策課
事業の内容	<p>夏期(7月～9月)と冬期(12月～3月)に、家庭での節電を奨励するとともに、市内公共施設において市民が涼み(温み)、交流することができるスペースを確保し、市民の利用を促します。</p> <p>公共施設を利用することで、家庭での電力及びエネルギー消費量を削減し、市全体での節電効果が高まります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設で、新たに冷房(暖房)空間を用意するのではなく、通常の開館時間内において、市民が一時的に涼む(温む)ことができることを「クーリングシェルター(涼み処)・温み処」として周知、案内する。 ・各施設は、市民が気軽に、気兼ねなく過ごせる工夫をする。 <p>【対象施設】 計 10 施設(温み処は 11 施設)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市役所(1階情報スペース) ② 市民会館・公民館(1階ロビー) ③ 松林会館 ④ 白梅会館 ⑤ わかぎり会館 ⑥ わかたけ会館 ⑦ かえで会館 ⑧ 福東会館 ⑨ 福祉センター ⑩ 福生市観光案内所「くるみるふっさ」 ⑪ S & Dたまぐー福生中央図書館(温み処のみ) <p>※改修工事(1月竣工)のため、⑪令和 6 年度は温み処のみ</p>
詳細について	環境政策課環境政策係

事業名	福生水辺の楽校 「多摩川サポートーズ」
事業番号	30
開始時期	平成 16 年 3 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会、参加者、ボランティア、NPO法人 担当:環境政策課
事業の内容	<p>【水辺の楽校とは】</p> <p>子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的に行っている、国土交通省が中心となり進めるプロジェクトです。福生水辺の楽校は多摩川をフィールドとして活動しています。</p> <p>【多摩川サポートーズ】</p> <p>「多摩川サポートーズ」は福生水辺の楽校の活動の一環で、中学生以上を対象としたボランティア養成を目的とした講座です。</p> <p>《令和 6 年度多摩川サポートーズ》</p> <p>第 1 回 水生生物をつかまえて水質をしらべよう</p> <p>第 2 回 いかだを作ろう</p>  <p>第 1 回の活動の様子</p>  <p>第 2 回の活動の様子</p>
詳細について	無料で参加できます。登録制のため、環境政策課環境政策係までご連絡ください。活動内容については、広報及び市のホームページにて、毎月お知らせしています。

事業名	福生水辺の楽校 「多摩川で遊ぼう！」																										
事業番号	31																										
開始時期	平成 16 年 3 月																										
事業のスタイル	協働事業																										
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会、参加者、ボランティア、NPO法人 担当:環境政策課																										
事業の内容	<p>福生水辺の楽校では「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に毎月第 2 日曜日を中心市内の多摩川で自然体験活動をしています。「多摩川にはどんな生き物がいるの」という疑問から「多摩川で遊んでみたいけど」という要望まで、福生水辺の楽校がお応えします。</p> <p>《令和 6 年度多摩川で遊ぼう》</p> <table> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>ヨモギ団子を作つて食べよう</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>多摩川の河口干潟へ行こう</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>バードウォッ칭&ごみ拾い</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>多摩川の魚を見つけよう</td> </tr> <tr> <td>第 5・6 回</td> <td>誰でもできる簡単釣り体験(午前・午後)</td> </tr> <tr> <td>第 7 回</td> <td>いかだで冒険、多摩川で泳ごう</td> </tr> <tr> <td>第 8 回</td> <td>多摩川の魚を見つけよう (増水のため内容変更)昆虫採集</td> </tr> <tr> <td>第 9 回</td> <td>バッタをゲット</td> </tr> <tr> <td>第 10 回</td> <td>バードウォッ칭 &ごみ拾い</td> </tr> <tr> <td>第 11 回</td> <td>クリスマスリースを作ろう</td> </tr> <tr> <td>第 12 回</td> <td>手作り凧あげ</td> </tr> <tr> <td>第 13 回</td> <td>バードウォッching &ごみ拾い</td> </tr> <tr> <td>第 14 回</td> <td>かくれんぼ広場で冒険遊び</td> </tr> </tbody> </table>  <p>多摩川の魚を見つけようの活動</p>	第 1 回	ヨモギ団子を作つて食べよう	第 2 回	多摩川の河口干潟へ行こう	第 3 回	バードウォッ칭&ごみ拾い	第 4 回	多摩川の魚を見つけよう	第 5・6 回	誰でもできる簡単釣り体験(午前・午後)	第 7 回	いかだで冒険、多摩川で泳ごう	第 8 回	多摩川の魚を見つけよう (増水のため内容変更)昆虫採集	第 9 回	バッタをゲット	第 10 回	バードウォッ칭 &ごみ拾い	第 11 回	クリスマスリースを作ろう	第 12 回	手作り凧あげ	第 13 回	バードウォッching &ごみ拾い	第 14 回	かくれんぼ広場で冒険遊び
第 1 回	ヨモギ団子を作つて食べよう																										
第 2 回	多摩川の河口干潟へ行こう																										
第 3 回	バードウォッ칭&ごみ拾い																										
第 4 回	多摩川の魚を見つけよう																										
第 5・6 回	誰でもできる簡単釣り体験(午前・午後)																										
第 7 回	いかだで冒険、多摩川で泳ごう																										
第 8 回	多摩川の魚を見つけよう (増水のため内容変更)昆虫採集																										
第 9 回	バッタをゲット																										
第 10 回	バードウォッ칭 &ごみ拾い																										
第 11 回	クリスマスリースを作ろう																										
第 12 回	手作り凧あげ																										
第 13 回	バードウォッching &ごみ拾い																										
第 14 回	かくれんぼ広場で冒険遊び																										
詳細について	無料で参加できます。登録制のため、環境政策課環境政策係までご連絡ください。活動内容については、広報及び市のホームページにて、毎月お知らせしています。																										

事業名	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
事業番号	32
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会、学校、漁協関係者 担当:環境政策課
事業の内容	<p>子どもたちが、魚の生態を学び、自然への理解を深めることを目的に、応募のあった小中学校へのヤマメの卵の配付を実施しています。</p> <p>令和 6 年度は、4 校から応募があり、秋川漁協の協力のもと、各校に配付しました。配付後は、学校及び各家庭での飼育を行いました。また、学校で飼育した卵については、孵化した後、各校の教諭、市職員、児童・生徒による多摩川への放流が行われました。</p> <p>■令和 6 年度の実績■</p> <p>《卵の配付》 令和 6 年 11 月中旬に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福生第一小学校 約 300 粒受け取り、学校で飼育。 ・福生第四小学校 約 400 粒受け取り、学校で飼育。 ・福生第五小学校 約 200 粒受け取り、学校及び各家庭で飼育。 ・福生第一中学校 約 550 粒受け取り、学校で飼育。 <p>《稚魚の放流》 令和 7 年 1 月上旬から令和 7 年 2 月上旬にかけて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福生第一小学校 1 月 21 日(火) 教員 6 名及び児童 27 名と共に、かに坂公園付近の多摩川にて放流。 ・福生第四小学校 1 月 27 日(月) 教員 3 名及び児童約 51 名と共に、かに坂公園付近の多摩川にて放流。 ・福生第五小学校 2 月 19 日(水) 教員 4 名及び児童 62 名と共に、福生南公園付近の多摩川にて放流。 ・福生第一中学校 2 月 10 日(月)教員 2 名と生徒 1 名と共に、福生南公園付近の多摩川にて放流。
詳細について	環境政策課環境政策係

事業名	ふっさライトダウンキャンペーン			
事業番号	33			
開始時期	平成 20 年 6 月			
事業のスタイル	協働事業			
構成メンバー	市民、事業者	担当:環境政策課		
事業の内容	<p>日常生活の中で地球温暖化防止を実践する動機付けとなることを目的としたキャンペーンです。</p> <p>夏至と冬至等の季節に、広報・ホームページにて家庭や事業所に安全面、防犯面で支障のない範囲での消灯の協力を呼びかけました。夏至や冬至に関わらず、積極的な省エネ活動にご協力ください。</p>			
<p>【キャンペーン実施日時】</p> <p>令和6年 6月 21日（金）午後8時から10時までの2時間 令和6年 7月 7日（日）午後8時から10時までの2時間 令和6年 12月 21日（土）午後6時から 8時までの2時間</p>				
<p style="text-align: center;">身近な行動で省エネを</p> 				
詳細について	環境政策課環境政策係			

事業名	文化財・史跡ボランティアガイド事業	
事業番号	34	
開始時期	平成 25 年度	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	福生市文化財・史跡ガイドボランティア	担当:郷土資料室
事業の内容	<p>【文化財ガイド事業とは】</p> <p>福生市郷土資料室において実施された文化財ガイド養成講座受講者のガイドにより、市内の文化財等を紹介するツアー事業です。</p> <p>ガイドツアーの参加者が文化財に対して理解を深めてもらうのはもちろん、ガイドの方々も養成講座で学んだ知識を基に自らが解説者となることで、郷土に対する愛着をさらに深めてもらうことも目的としています。</p> <p>【市内文化財・史跡ガイドツアーについて】</p> <p>東京文化財ウィーク期間中に、テーマを設定したツアーや企画展示関連事業として、市内を散策しながら文化財等を紹介するガイドツアーを行っています。</p> <p>【令和 6 年度】</p> <p>第 1 回 引き込み線と拝島駅北口地区の文化財巡り 令和 6 年 11 月 14 日(木)</p> <p>第 2 回 青梅鉄道福生支線廃線跡と福生地域の文化財巡り 令和 6 年 11 月 16 日(土)</p> <p>第 3 回 熊川砂利軌道廃線跡と熊川地域の文化財巡り 令和 6 年 11 月 17 日(日)</p>  <p>令和 6 年度のガイドツアーの様子</p>	
詳細について	事前に広報及び福生市郷土資料室ホームページで参加者の募集を行っています。詳しい内容については、広報・ホームページをご覧ください。	

事業名	萌芽更新	
事業番号	35	
開始時期	平成 14 年 6 月	
事業のスタイル	協働事業	
構成メンバー	市民ボランティア等	担当:環境政策課
事業の内容	<p>福生萌芽会</p> <p>雑木林は、15年から20年のサイクルで伐採されてきました</p> <p>その春</p> <p>この年の夏から下草刈りを始めます。</p> <p>この芽を萌芽といいます。</p> <p>もやわけ</p> <p>必要な木なども切ります。</p> <p>2~3本に整理する</p> <p>15~20年</p> <p>毎年の下草刈りと落葉掃き</p> <p>伐採</p> <p>萌芽</p> <p>この年の夏から下草刈りを始めます。</p> <p>この芽を萌芽といいます。</p> <p>もやわけ</p> <p>必要な木なども切ります。</p> <p>2~3本に整理する</p> <p>伐採後2~3年過ぎたころ</p>	
詳細について	<p>会員数は 20 名です。随時メンバーを募集しています。</p> <p>詳しくは、環境政策課緑と公園係</p>	

事業名	保存樹林地等奨励金交付事業																										
事業番号	36																										
開始時期	昭和 50 年																										
事業のスタイル	補助事業																										
構成メンバー	担当: 環境政策課																										
事業の内容	<p>市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんのが樹林地及び樹木、生垣を設置し、今後、規定された年数以上にわたって維持管理を行うことが確約される場合に、奨励金を交付します。また、一定の条件を満たす生垣を新たに設置される方に設置費用を補助します。</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 面的なつながりが 700 m²(7 アール) 以上ある樹林地を設置(所有)する者 2 樹高が 10m 以上あり、かつ地上高 1.5m 部分の幹周が 1m 以上ある樹木を設置(所有)する者 3 道路に接する部分の幹高が 1m 以上あり、かつ延長が 5m 以上ある生垣を設置(所有)する者 <p>※3 にいう道路とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)公道 (2)私道のうち、起点及び終点が公道又は幅員が 4m 以上ある袋小路でない私道に接するもの。 (3)私道のうち、幅員 4m 以上かつ延長が 20m 以上の袋小路のもの。 <p>【令和 6 年度の助成実績】</p> <p>保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> <th>筆 数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅 地 介 在 山 林</td> <td>3 件</td> <td>4 筆</td> <td>1,651.00 m²</td> </tr> <tr> <td>一 般 山 林</td> <td>2 件</td> <td>3 筆</td> <td>669.00 m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5 件</td> <td>7 筆</td> <td>2,320.00 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 数</th> <th>本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 件</td> <td>142 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 数</th> <th>箇所数</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>112 件</td> <td>117 箇所</td> <td>2,230m</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数	筆 数	面 積	宅 地 介 在 山 林	3 件	4 筆	1,651.00 m ²	一 般 山 林	2 件	3 筆	669.00 m ²	合 計	5 件	7 筆	2,320.00 m ²	件 数	本 数	29 件	142 本	件 数	箇所数	延 長	112 件	117 箇所	2,230m
種 別	件 数	筆 数	面 積																								
宅 地 介 在 山 林	3 件	4 筆	1,651.00 m ²																								
一 般 山 林	2 件	3 筆	669.00 m ²																								
合 計	5 件	7 筆	2,320.00 m ²																								
件 数	本 数																										
29 件	142 本																										
件 数	箇所数	延 長																									
112 件	117 箇所	2,230m																									
詳細について	環境政策課緑と公園係																										

事業名	まちづくり景観推進連絡会
事業番号	37
開始時期	平成 19 年 4 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	景観に関連する団体の長、景観に关心のある市民 担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【まちづくり景観推進連絡会とは】</p> <p>福生市では、市民一人ひとりの心の中にある美しい景観を大切にし、まちの景観を次世代に引き継ぐべく、市民と行政の協働による景観形成を推進するため、市民参加の仕組みづくりの一環として、まちづくり景観推進連絡会を立ち上げました。</p> <p>一定の地区やテーマについて景観まちづくりを推進する各市民団体等が協力、連携し、福生市全体の景観まちづくりを考え、市に提案していきます。</p> <p>～令和 6 年度の活動一覧～</p> <p>●まちづくり景観推進連絡会開催(計 7 回)</p> <p>4 月 24 日 第 1 回 5 月 22 日 第 2 回 6 月 26 日 第 3 回 9 月 25 日 第 4 回 11 月 20 日 第 5 回 2 月 20 日 第 6 回 3 月 26 日 第 7 回</p>
詳細について	まちづくり計画課計画係

事業名	みどりのカーテン大作戦
事業番号	38
開始時期	平成 21 年 4 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、ふっさ花とみどりの会、グリーンクラブ福生 担当:環境政策課
事業の内容	<p>福生市地球温暖化対策推進協議会が主催し、一年生のツル性の植物を育成して、みどりのカーテンを作り、夏場の使用エネルギーの削減と緑化の推進を目的としています。</p> <p>【令和 6 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 月 ふっさ環境フェスティバル期間に、ゴーヤの苗 510 株を配布 8 月 みどりのカーテンコンテスト応募開始 9 月 みどりのカーテンコンテスト応募締切(応募総数 29 点) 11 月 みどりのカーテンコンテスト審査会・表彰式 12 月 みどりのカーテンコンテスト入賞作品展示
詳細について	環境政策課環境政策係



ふっさ環境フェスティバルでゴーヤの苗を配布

事業名	湧水調査			
事業番号	39			
開始時期	平成 25 年度			
事業のスタイル	協働事業			
構成メンバー	法政大学	担当:環境政策課		
事業の内容	<p>平成 25 年度から法政大学山崎研究室と協働で湧水調査を行っています。学生と職員が現地に赴き、パックテスト等の検査を行う他、大学の研究室において精密機器を使った分析などを行っています。「第 2 次福生市環境基本計画」において、「都市における水環境の形成」の具体的な取組として位置付けています。</p> <p>令和 6 年度は年 6 回、市内の湧水地点の水質調査を行い、湧水の状態の把握と保全に努めました。</p>			
 <p>市内湧水地点</p>				
 <p>パックテスト</p>				
詳細について	環境政策課環境政策係			